

中東イスラーム世界の 人口・家族・経済

多角的視座導入の試み

平成14年3月

国際協力事業団
国際協力総合研修所

総研

J R

01 - 69

中東イスラーム世界の
人口・家族・経済
- 多角的視座導入の試み -

藤田純子
相模女子大学講師

平成 14 年 3 月

国際協力事業団
国際協力総合研修所

本報告書は、平成 13 年度国際協力事業団客員研究員に委嘱した研究の成果を取りまとめたものです。

なお、本報告書に示されている様々な見解・提言等は、当事業団の意見を代表するものではないことをお断りします。

目 次

要 約	i
はじめに	1
1. 現行の人口政策	2
1 - 1 世界人口の動向	2
1 - 2 途上地域における出生率低下と先進地域	2
1 - 3 人口政策の概観	3
2. 中東イスラーム世界における現行政策の問題点	6
2 - 1 人口動向	6
2 - 2 人口政策	6
2 - 2 - 1 中東イスラーム世界の出生率に対する認識と政策	6
2 - 2 - 2 各国別の人口政策	8
2 - 3 問題点	11
3. イスラーム世界の特殊性：法的側面	14
3 - 1 法的側面	14
3 - 1 - 1 イスラームの特質	14
3 - 1 - 2 イスラーム法	15
3 - 1 - 3 イスラーム法における家族計画	18
3 - 1 - 4 法学者の家族計画に対する見解	23
4. イスラーム世界の特殊性：文化、社会的側面	28
4 - 1 カイロにおける事例調査	28
4 - 1 - 1 事例調査の概要	28
4 - 1 - 2 主要項目の分析	28
4 - 2 国際人口開発会議における(1994)民衆の対応	33
4 - 2 - 1 カイロ会議の概要	33
4 - 2 - 2 エジプトの動向	34
5. 経済問題との関連	37
5 - 1 エジプトの経済状況	37
5 - 2 シリアの伝統経済	40
おわりに	42
参考文献	46

要 約

現行の人口政策は、端的に言って人口抑制政策が基本となっているが、その根拠としては人口増大による人口爆発により、貧困、環境問題等が深刻化し、全人類にとってきわめて重大な結果をもたらすことが危惧される点が挙げられる。ただし子どもを持つか否かという問題一つをとってみても、先進国の場合と、途上国の場合を同一に論ずることはできない。普遍的真理とされている大前提も、立場を異にすれば結果に大きな差が生ずるのである。例えば先進国の場合には、少数の子どもにたいして良い教育を授ければ、より良い将来が保証されるような国家、社会体制が用意されている。一方途上国の場合、確かに子どもの増加はそれだけ余分の食糧を必要とするが、他に多くの選択肢を持たない貧しい家族にとって、彼らは日常の仕事の軽減や、新しい収入源が期待され、同時に老後の生活の安全弁といった利益をもたらす存在である。社会保障が整備されていない社会において、子どもは家族にとりまさに富なのである。

最も確実に富を保障するのは国家、ないしは社会制度なのか、それとも個人、ないしは家族なのかという点では、一般に先進国、途上国の間に大きな相違がある。現在われわれが人口爆発の危険に曝されていることは、紛れもない事実である。したがってそれを回避するための人口政策は、必要不可欠である。ただしそれに当たっての思想的背景は、これまでのような画一的なものであってはならない。上述のように個人、ないしは家族が生活維持のために依拠しうるものに関しては、先進国と途上国の場合には基本的に相違がある。ところでこの点に関しては、イスラーム世界の場合はさらに際立った伝統的な特徴がある。簡単にいえばイスラーム世界は、構造的にウンマ(共同体)中心の世界であり、そこでは国家のシステムはあくまでも二次的な存在である。この点国家が社会の第1の基礎であって、共同体が二の次といった欧米型の社会とは本質的に異なっている。表現を変えれば、欧米型の社会がデジタル型であるとすれば、この世界はアナログ型であるといった具合に、社会編成の原理が根本的に異なっているのである。その相違を最もよく現しているのは、伝統経済の分野であろう。例えばこの世界の伝統的市場において、通商は交渉経済でおこなわれ、資本主義市場における一物一価の定価経済によるものではない。それは経済の分野における差異性の強調、同一律の強い拒否を意味している。それは次のような事柄にも反映している。経済行為においてはヒト、モノ、カネが介在するが、この経済ではそれぞれ差異的なヒトの優位が常に維持され、資本主義の場合のように等価で換算されうるモノ、カネがヒトの優位を脅かすことは絶対にない。

以上理解を容易にするために、この世界に顕著な経済活動の特殊性について指摘し、この世界の人々の思想、行動の考えの基本的な特徴と心性の傾きを示唆したが、この例からも明らかのように、彼らにとって個人、家族は社会生活の基本的単位であり、その自然の要求が他の尺度、基準によって軽視されることは全くない。個人の差異性、それに基づく家庭生活こそが彼らの生活の基礎であり、この点を考慮しない人口政策論議は、この世界では構造的に受け入れられないはずである。

登場以来15世紀にわたる歴史を持ち、確固たる伝統を築き上げてきたイスラームは、宗教であると同時にこの地の人々にとってかけがえのない文化的、社会的伝統の構成要因である。この教えが文化的、社会的伝統を築き上げるに当たっては、イスラームに基本的な世界観であるタウヒード、イスラームの法であるシャリーア、イスラーム共同体のありようを指示したウンマという三つの基

本的柱が大きく貢献している。とりわけわれわれが考察しようとしている、現代イスラーム社会との関連における宗教的要因の重要な役割としては、それらが民衆に伝統的にNGO的な社会参加を行わせている点が挙げられるであろう。そのような観点からすれば、国家的視点に専ら依拠した現行の人口政策の思想的背景は、彼らを十分に説得させる論理を持ち合わせていないのである。

本研究では、このような現行の人口政策の基本的考え方と、イスラームの文化的、社会的伝統の背馳を明らかにし、今後の方策の方向性を提示するために以下のような内容で論述を行った。第1章では現行の人口政策を検討した。世界人口の動向において、途上地域の出生率が人口の安定化の鍵を握っている点を強調し、途上地域における出生率の低下を想定した上で人口政策全体を概観する実態を指摘した。第2章では、中東イスラーム世界における現行の政策を、人口の動向、とりわけ出生率に対する認識と、それに依拠する政策に基づいて概観した。出生率を満足と認識し、出生率を維持する政策をとっているのは、クウェート、オマーン、カタール、サウディ・アラビア等の諸国であり、また「直接介入せず」といった態度をとっているのはリビア、レバノン、シリア、アラブ首長国連邦、アフガニスタンである。一方出生率を高いと認識して抑制政策を採用しているのは、エジプト、イラン、トルコ、ジョルダンなどである。それぞれの国における人口政策の特徴は多様であるが、家族における子どもの位置づけに鑑みれば、人口増加だけを抑制しようという試みは、説得力を持たないといえる。次に第3章では中東世界の根底にあり、人々の心性の根拠となっているイスラームの原理について基本的な分析を行った後、そこから導き出される具体的な女性観、家族観、および家族計画に対するクルアーン、ハディースでの見解、それに依拠する法学者の見解を述べた。イスラーム世界における家族に関する規定は、この教えが登場して後現在に至るまでもっぱらイスラームの規定によっており、千数百年に及ぶ伝統の重みが、この世界における人口問題の特殊性を築き上げる最も重要な要素である点は看過されてはならない。第4章では文化、社会的側面からイスラーム世界の特殊性について概観した。それに当たってはカイロにおける事例調査や、国際人口開発計画にたいする民衆の反応について紹介した。第5章では人口問題がそれのみで突出するものではなく、経済問題と密接な関連があるので、この観点からエジプト、シリアについて検討を行った。

この地域における人口問題を論ずるに当たって、それを取り巻くさまざまな具体的な問題点を指摘しながら、とりわけこの世界の文化、社会的な側面を強調しながら、その特殊性を浮き彫りにした。中東イスラーム世界には、人口抑制を望む国、人口増加を望む国、その必要がない国等さまざまである。ヒトやモノの差異的側面を重視するこの世界は、世界の貧困、社会的窮状を解決するために、人口抑制を先行させるという論理は通用しがたい地域である。物事の判断、決定に当たって先行するのは個人、家族であり、国家の命令などは他の文化圏に比して最も軽んじられる傾向が強いのもこの地域の特徴であろう。人口問題の解決に当たっても、人々の発想の根源は、新しく外側から与えられた思考法、ライフスタイルの所産ではなく、歴史的に彼らの生活の実質的な維持、存続に貢献してきた伝統的観点によるのである。

はじめに

現在 61 億の人口は 2050 年には 93 億に達するという国連の中位推計があるが、その増加分は途上国の増加人口である。人口増大による人口爆発により、貧困、環境問題等が深刻化し、全人類にとってきわめて重大な結果をもたらすことが危惧されている。したがってそれを回避するための人口政策は必要不可欠である。ただし子どもを持つか否かという問題をとってみても、先進国の場合と、途上国の場合を同一に論じることはできない。先進国の場合には、少数の子どもに対してよりよい教育を授ければ、よりよい将来が保証されるような国家、社会体制がある。一方途上国では、子どもの増加は余分の食糧を必要とするのは確かではあるが、選択肢を多く持たない貧しい家庭にとって、新しい収入源や老後の生活を期待できる安全弁となる。社会保障の整備されていない社会にとって、子どもは家族にとって富なのである。このように確実に富を保障するのは国家、あるいは社会制度なのか、それとも個人や家族なのかという点では、先進国、途上国の間に大きな相違が存在する。

なかでも 13 億以上、すなわち世界人口の 5 分の 1 はイスラーム教徒(ムスリム)であり、しかも入信者が増加し続けているといわれているイスラームは、高度に発達した情報化社会の環境にある、我々にとって未知の部分があまりに多い。イスラーム世界の場合は、構造的にウンマ(共同体)中心の世界であり、そこでは国家のシステムはあくまでも二次的な存在である。この点国家が社会の第 1 の基礎であって、共同体が二次といった欧米型の社会とは社会編成原理が根本的に異なっているのである。

非イスラーム世界においては「イスラーム社会においても家父長的思考が、女性の低い地位をもたらし、高い出生力に寄与しているのは否めない」というような言説が一般的であるが、イスラーム社会固有の制度や慣習の分析を行った上での人口論および家族問題研究はこれまでのところ殆ど見当たらない。とりわけ中東イスラーム世界においては、イスラーム法が文化的、社会的伝統の形成と関わっているという事実が見過ごされていると言わざるをえない。

登場以来 15 世紀にわたる歴史を持ち、確固たる伝統を築き上げてきたイスラームは、宗教であると同時に人々にとってかけがえのない文化的、社会的伝統の構成要因である。この教えが文化的、社会的伝統を築き上げるに当たっては、イスラームに基本的な世界観であるタウヒード、イスラームの法であるシャリーア、イスラーム共同体のありようを指示したウンマという三つの基本的柱が大きく貢献している。とりわけわれわれが考察しようとしている、現代イスラーム社会との関連における宗教的要因の重要な役割としては、それらが民衆に伝統的に NGO 的な社会参加を行わせている点が挙げられるであろう。そのような観点からすれば、国家的視点に依拠した人口政策の思想的背景は、彼らを十分に説得させる論理を持ち合わせていないのである。

本研究では、この地域における人口問題を論ずるに当たって、それを取り巻くさまざまな具体的な問題点を指摘しながら、とりわけこの世界の文化、社会的な側面を強調しながら、その特殊性を明らかにすることを意図したい。

1. 現行の人口政策

1 - 1 世界人口の動向

地球的規模における人口問題への関心は、環境問題との関連からも高まっている。1990年に『人口が爆発する』を著したP. エーリックは、食糧、環境などの側面における持続可能な開発という視点から、55億の世界人口はすでに過剰であるという見解を表明した¹。

人口問題の重大さは、人口増加の加速度的スピードと、地球が有限であるとの前提に立てば、誰の眼にも明らかである。ただその解決には、他の世界的問題と実質上深く関連しており、適切な方策なしには、人口問題の解決も期待できないであろう。

国連の推計(2000年版)²によれば、世界人口は60億5672万人である。1950年からの推移をみれば、2000年現在人口は2.4倍に増大したのである。年平均増加率1.79%となった1950-1955年以降、急上昇を続け、1965-1970年は2.04%とピークに達した。先進地域は、1950-1955年は1.21%であったが、1965-1970年、0.81%と低下しており、低下の一途をたどっている。途上地域では1950-1955年の2.05%から1965-1970年の2.52%にまで上昇している。世界人口増加率が1965-1970年の2.04%と上昇した理由として、途上地域の抗生物質や殺虫剤などの開発等による医学の進歩により、公衆衛生が整備されたので死亡率が低下したが、高出生率が維持されて高増加率が継続したと説明されている³。

1970年代以降、低下し始めた世界の人口増加率は、先進地域に加えて途上地域の人口増加率の低下に起因するが、1975-1990年の人口増加率1.72%の横ばい状態の持続は死亡率の低下幅の拡大による。しかし1990年以降再び低下し始め、2020-2025年には0.92%の増加率と推計されている。

ところで1995-2000年の世界人口は、年平均の増加率が1.35%、7897万人増加している。同年度間における先進地域は、0.30%の増加率、350万人の増加であるが、一方途上地域においては、1.62%の増加率、7548万人の増加である。世界人口の増加は、その8割を占める途上地域の人口増加によるものである。それ故世界人口の安定化は、途上地域の出生率が鍵を握っているということになる。

1 - 2 途上地域における出生率低下と先進地域

途上諸国の出生率は一様に低下しているのだろうか、検討してみよう。

途上地域の合計特殊出生率は1950-1955年には6.16であり、ラテンアメリカ・カリブ海諸国5.89、アジア5.88、アフリカ6.71においてほとんど差は現れていない。途上地域は1970年代に顕著に低下を始めた(1970-1975年、5.42)。とりわけ1970-1975年においてラテンアメリカ・カリブ海諸国5.03、アジア5.07と下がり始めたが、アフリカは6.68と高出生率のままである。1980-1985年、途

¹ Ehrlich et al.(1990)〔水谷訳(1994)〕

² United Nations (2001)

³ 河野他編(1998)3-6頁

上地域は4.12と大きく低下し、ラテンアメリカ・カリブ海諸国3.86、アジア3.66であるが、アフリカは6.34である。1995-2000年、途上地域は3.10の水準まで低下した。地域別にはラテンアメリカ2.69、アジア2.70とアフリカ5.27の間では差が拡大しているのが明らかである。

途上地域の出生率を低下させたのは、途上地域の3分の1弱を占める人口を有する中国の一人っ子政策による出生率低下が原因である⁴。1995-2000年、東アジアは1.76と出生率低下が顕著であり、東南アジア2.83は転換期の最終段階にある。アジアのなかでもインドを含む南・中央アジアと西アジアは、それぞれ3.58、3.86と少し高い水準にある。現在最も高出生率のアフリカのなかでは、南アフリカ3.29、北アフリカ3.58と低下してきているが、中央アフリカ6.41、東アフリカ6.09、西アフリカは5.95と依然として高水準を維持している。またラテンアメリカではカリブ海諸国は2.50、南アメリカ2.57といずれも転換の最終段階にあるが、中央アメリカは3.04と少し高い。

同じ地域内においても多様な出生率の例として、アジアを検討してみると、東南アジアでは、シンガポールは1.60、タイ2.10、インドネシア2.60と下がり、カンボディア5.25、ラオス5.30は出生率の低下はわずかである。南・中央アジアではインド、バングラデシュは3.32、3.80と途上地域平均を少し上回る水準である。カザフスタン2.10、ウズベキスタン2.85、タジキスタン3.72など旧ソ連邦諸国は4.0以下であるが、同じイスラーム諸国の中でもパキスタン5.48、アフガニスタン6.90は高水準である。以上途上地域における出生率が多様であることを概観したが、コミュニティ間の緊張を醸成させ国内紛争や内戦状態、もしくは戦争状態にある国は、依然として高出生率であることがうかがえる。

ちなみに先進地域においては、1950-1955年2.84であったが、1975-1980年に1.91と人口置換水準を超えて低下した。つまり1940-1960年代の半ばまでベビーブーム期を経験した西欧、北アメリカは、日本とは異なりベビーブームが長期にわたったのである。しかしそれ以降は出生率が低下を続け、1995-2000年には1.57の水準まで低下した。1.20を下回るスペイン、イタリア、ブルガリア、チェッコ、ラトヴィアは最低の出生率を示している。このように多産多死から少産少死への変化は西欧社会にまず起こり、非西欧社会にも広がっている⁵。

1 - 3 人口政策の概観

人口増加率に関する政府の認識の程度と実際の人口政策について検討してみよう。まず途上国において1983-1998年の15年間に人口増加率が高いと認識する途上国の割合が47.3%から54.1%に増加している。同年間に低いと認識する国は14.7%から9.6%に減少している。また1998年に途上国の135カ国において、高いと認識し、人口増加抑制政策をとっているのは66カ国である。33.3%の途上国が抑制政策をとっていた1983年よりも、1998年51.1%に増加している。また同年度間に維持政策や増加政策をとる国の割合はいずれも減少している。一般に途上国の人口増加率が高いこ

⁴ Ibid., pp. 9-14

1970年代、計画出産活動を開始し、1980年代、一人っ子政策の推進を軌道にのせた中国は途上国における出生率低下に大きな影響を及ぼした。徐々にラテンアメリカ、他の東アジア、東南アジアも出生率を低下させた。

⁵ 阿藤(2000)41-42頁

とは既にみた通りであるが、人口増加抑制政策を策定しているのは約5割に過ぎない⁶。

地域別にみれば人口増加率の認識の度合い、政策策定の仕方も多様である。人口増加率の高いアフリカは52カ国の中で30カ国が高すぎると認識して増加抑制政策をとっているが、11カ国で満足な水準にあるとして政府は介入していない。またアジアでは39カ国の中で16カ国で高すぎるとして増加抑制策をとり、7カ国で満足な水準にあるとして介入していない。一方低すぎるとして増加政策を採用しているのは7カ国である。ラテンアメリカ・カリブ海地域は33カ国の中で13カ国が高すぎるとして抑制政策をとっているが、一方では現状に満足して直接介入政策をとっていない国が16カ国と半数に及ぶ(表1-1)⁷。

そもそも人口問題は各国民国家の問題であると同時に、国際社会の問題でもある⁸。地球上の地

表1-1 各国政府の自国の人口増加率に対する認識と政策(1998)

認 識		低すぎる		満足な水準			高すぎる		総数	
		直接介入せず	増加政策	維持政策	直接介入せず	抑制政策	直接介入せず			
途 上 地 域	アフリカ	0	1	1	2	11	1	30	6	52
	アジア(日本を除く)	2	7	0	4	7	1	16	2	39
	ラテンアメリカ、カリブ	1	1	0	2	16	0	13	0	33
	オセアニア <small>(ニュージーランド、オーストラリアを除く)</small>	1	1	0	1	1	0	7	0	11
	計	4	10	1	9	35	2	66	8	135
先 進 地 域	ヨーロッパ、北アメリカ	3	5	3	6	23	0	1	0	41
	日本・ニュージーランド オーストラリア	0	0	0	0	3	0	0	0	3
	計	3	5	3	6	26	0	1	0	44
	世界合計	7	15	4	15	61	2	67	8	179

出所：United Nations(2000)
河野(2000)

表面の多くは、国家を単位とする領域区分によって分割、所有され、その領土に定住する有籍の国民はその国家によって統治されている。ちなみに国民国家はフランス革命以降誕生したという説によれば、その歴史は200年余りにすぎないが、国家は国民を統治する権限と同時に、国民の面倒をみる責務を有する。この意味において国家に責任がある人口問題は、旧来国力増進などの観点から抑制策を積極的に採用しなかったが故に、急激な人口過剰に陥ったとされている⁹。世界は各国家を基本的構成単位としており、その上に国家を主体単位とする集合体を成立させているのである。今や地球大の規模でグローバル化が進行している国際社会は大きく変化し始め、国家の枠組みを超

⁶ United Nations(2000)pp.26-32

⁷ Ibid., pp. 111-118. 河野(2000)211-213頁を参照

⁸ 河野他編(1998)257-260頁

⁹ 小林(1993a)を参照

えたレベルでの解決が、人類公共性の中心課題となっていることは言うまでもない。しかしながら先進国側は人口増加の抑制を資源、環境、経済発展の観点から必要であるとするが、半世紀前まで植民地とされていた多くの途上国は、今日なお先進国側の経済的支配の下で、技術の後れや貧困を克服しえない構造的状況下におかれている。このような観点からみると、まず途上国の人々の生活権を保障していくことが肝要であろう¹⁰。

次に少子化、高齢化の状況にある先進国において、1983-1998年間に人口増加率が低いと認識している国は、30.8%から28.9%に微減している。1998年において、低すぎると認識し、増加政策をとっているのは、ベラルーシ、ハンガリー、ウクライナ、ギリシャ、モナコの5カ国にすぎない。フランスは一応満足な水準としながらも増加政策を策定している。満足な状況と認識して、直接介入しないのは日本を含めて26カ国に及び、スウェーデン、デンマーク、イタリア、スペイン、アメリカ、ドイツ、イギリスなどが代表的である。人口高齢化に伴って、多様な問題が生じているが、それを支える構造も変化してきている。世代間公正の問題は、世代間連帯の視点へとパラダイム転換の必要性が強調されている¹¹。

国連の人口政策に関する報告書は、1976年から1996年にわたる変化と分布について言及している。この20年間の人口増加に対する認識は「高すぎる」と回答した国が33%から42%へ増加し、「低すぎる」が23%から13%へと減少している。「一応満足」とした国は44%から45%と割合上はほとんど変化していない。さらに1976年、1986年、1996年における政策実施の変化では増加政策をとった国は、各々19%、16%、11%と減少している。一方抑制政策をとった国は26%、33%、38%と増加している。また現状維持政策をとっている国は0%、7%、8%となり、特に政策を実施していない国は55%、44%、44%と1986年以降いずれも割合の上でほとんど変化はない¹²。

これらの変化の背景には、国際的な人口問題に関する思潮の変容がうかがえる¹³。国連主催の政府間人口会議第1回のブカレスト会議は1974年に開催され、「人口抑制が先か、経済開発が先か」が論じられた。中国、ラテンアメリカ、社会主義諸国は「開発は最良の避妊薬」として経済開発の優先を主張した。1984年のメキシコ会議では中国、メキシコは開発優先から、人口抑制優先政策への転換を図り、家族計画が人口政策として重要視された会議となった¹⁴。人口政策に関する視点が変換した第3回カイロ会議において、人口増加抑制などのマクロ的視点が大きく後退し、それに代ってリプロダクティブ・ライツ/ヘルスという概念が行動計画に登場したのである¹⁴。つまりこの会議は、人口政策的アプローチに代替したフェミニスト・アプローチともいわれたが、抑制政策を策定している国は増加している。

¹⁰ 例えば小林(1993b)10-11頁を参照

¹¹ United Nations(2000)による

世代間扶養の問題は、嵯峨座(1998)90-95頁を参照

¹² United Nations(1998)pp. 5-6

¹³ 例えば河野(1986)234-237頁、河野(2000)211-216頁などを参照

¹⁴ 阿藤(1994b)12-13頁

2. 中東イスラーム世界における現行政策の問題点

2 - 1 人口動向

国連の報告書によれば、サハラ砂漠以南のアフリカ諸国に続いて、人口増加率が高いのは中東イスラーム諸国である¹⁵。1995-2000年における人口増加率は、最も高いイエメンで4.17%、一方最も低いのはチュニジアの1.12%である。25年間に人口が倍増するのは増加率3%以上であるが、イエメン、サウディ・アラビア、オマーン、パレスチナなどがそれに相当する。人口転換の途上にある湾岸諸国に対して、転換がかなり進行している北アフリカ諸国ということになる。

ついで出生率については、1994年の統計によれば、合計特殊出生率はイエメン7.6、イラク7.0、アフガニスタン6.9、シリア6.9、イラン6.6、ガザ7.7(パレスチナ)であり、途上国の平均3.6をはるかに上回っている¹⁶。また国連の2000年版の統計によれば、1995-2000年イエメン7.60、アフガニスタン6.90、サウディ・アラビア6.15と高水準であるが、一方チュニジア2.31、バハレーン2.63、クウェート2.89、トルコ2.70と低下を続けている国も増加している。

また当該社会の1960-1991年間に於ける都市人口増加率は、年平均4.0%以上あり、いずれも各国の人口増加率を上回っている。とりわけ高水準であるのはアラブ首長国連邦12.5%、カタール8.0%、クウェート7.9%、サウディ・アラビア7.6%であり、湾岸諸国に集中している。もちろん都市人口増加率は、高出生率、国内移動と深く関連しているが、外国人労働力の流入も顕著に関係している。ちなみにGCC6カ国において1975-1990年間に外国人労働力が5倍増となっている。1990年における労働力に占める外国人の割合は、バハレーン51%、サウディ・アラビア60%、カタール92%など、GCC諸国平均68%であるが、その内訳をみると他のアラブ諸国から南アジアへと送り出し国の変化が生じている。ともかく都市化現象は過剰人口問題を創出するのである¹⁷。

2 - 2 人口政策

2 - 2 - 1 中東イスラーム世界の出生率に対する認識と政策

本節では、中東イスラーム世界に焦点をあわせて検討してみよう。

国連の報告書1998年版の各国政府の出生率に関する認識と政策策定について概観してみよう(表2 - 1)¹⁸。出生率抑制政策を策定しているのは、アルジェリア、エジプト、モロッコ、スーダン、チュニジア、イラン、トルコ、イエメン、ジョルダン、バハレーンの10カ国であるが、バハレーンは「一応満足な水準」と認識している。他の9カ国はいずれも出生率が高すぎると考えている。一

¹⁵ United Nations(2001)pp. 38-73

¹⁶ Population Reference Bureau(1994)

¹⁷ Bonine(1997)pp. 5-9

¹⁸ United Nations(1998)

表2 - 1 各国政府の自国の出生率に対する認識と政策(1976年、1986年、1996年)

認 識	出生率が 低すぎる		出生率が 一応満足な水準にある				出生率が 高すぎる		合計特殊出生率		
	直接介 入せず	増加政策	維持 政策	直接介 入せず	抑制政策	直接介 入せず	1975	1985	1995		
アルジェリア				76		86 96	7.4	5.4	4.3		
エジプト						76 86 96	5.5	5.1	3.8		
リビア		76		86 96			7.6	7.2	6.4		
モロッコ						76 86 96	6.9	5.1	3.8		
スーダン				76 86		96	6.7	6.4	5.0		
チュニジア						76 86 96	6.2	4.9	3.3		
バハレーン				86	96		76	5.9	4.6	3.4	
イラン				86		76 96	6.5	6.8	5.3		
イラク		86 96		76			7.1	6.4	5.7		
クウェート		86		76 96			6.9	4.9	3.1		
オマーン				76 86 96			7.2	7.2	7.2		
カタール				76 86 96			6.8	5.5	4.1		
サウディ・アラビア				76 86 96			7.3	7.3	6.4		
レバノン				76 86 96			4.9	3.8	3.1		
シリア				76 86 96			7.7	7.4	4.2		
トルコ						76 86 96	5.0	4.1	2.7		
アラブ首長国連邦			86	76	96		6.4	5.2	3.8		
イエメン						96	7.6	7.6	7.6		
ジョルダン				86		96	76	7.8	6.8	5.6	
アフガニスタン							76 86 96	7.1	6.9	6.9	
計	76 0 86 0 96 0	76 1 86 2 96 1	76 0 86 1 96 0	76 6 86 3 96 4	76 4 86 7 96 4	76 0 86 0 96 1	76 5 86 5 96 9	76 3 86 1 96 1			

出所：United Nations(1998)より作成

方出生率が低すぎると考えて出生率上昇政策をとっているのは、イラク1カ国にすぎない。出生率を満足と考えているのは9カ国である。その中で現在の出生率を維持する政策をとっているのは、クウェート、オマーン、カタル、サウディ・アラビアの4カ国であり、「直接介入せず」としているのは、リビア、レバノン、シリア、アラブ首長国連邦の4カ国である。

これらの1996年の結果を1976年と比較すると、出生率を「満足な水準」から「高すぎる」と認識を転換させた国は、スーダン、アルジェリアの2カ国である。また政策実施に際して、「直接介入せず」の国が減少し、出生率抑制を策定する国が増加している。近年、ジョルダン、バハレーン、イエメンは抑制政策を促進するようになっている。

以上中東世界においては政府がさまざまな人口認識と政策策定を行っていることを概観した。ついで4カ国において具体的な対応がどのようになされているかについて検討を加えることにする。

2 - 2 - 2 各国別の人口政策

(1) シリア

政府は、国家の人口問題は高い人口増加率に関連すると認識しているが、人口増加率を低下させるような直接的介入は行っていない¹⁹。直接的な人口政策を策定していないのであるが、人口増加に影響を及ぼす要因については開発計画で考慮されている。つまり保健医療サービス、教育、生産性、人口移動、女性の地位などを開発計画のなかに位置づけている。例えば教育において女性への積極的な教育政策の推進は、就学期間の伸張や人生における結婚、出産、育児のみならず、それ以外のライフコースをも選択可能にし、その結果出生率を抑制することによって人口問題を克服する支えになるとしている。人口増加と労働力の関連を考慮した1981-1985年の開発計画は、全人口の48%を占める15歳以下の若年層に、教育と保健分野を整備することを意図した。また工業、商業、農業に従事する者の社会保障制度を整備した²⁰。

1952年以来、子ども数の多い家族を推奨し「シリア家族栄誉章」を授与していたシリア国家会議(Syrian National Assembly)は、この34年間に3倍に人口が増大したので、1986年廃止した。出生率にたいして不介入政策を維持してきた政府は、母子保健を目的とした家族計画サービスを支援している。また妊娠中絶は、女性の生命に危険を及ぼすときのみ容認されるとしている²¹。

女性の重要性は開発計画のなかでも位置づけられており、国際協力のもとに女性のソーシャル・ワーカー、専門家などの基幹要員養成を教育・訓練プログラムにもりこんでいる。また国務省、教育省、文化省は、農村の開発センターやシリア婦人総連の農村での活動を強化するプロジェクトを推進している²²。

シリア政府は1970年代中ごろから、熟練労働者の国外移住に規制をくわえ、許可を受けていない公務員の国外移住を処罰の対象としている。国内移動に関しては都市への集中が激しく、ダマス

¹⁹ Ibid., pp. 328-329. United Nations (1990) pp.138-139

²⁰ たとえば Courbage (1995) pp. 91-94

²¹ United Nations (1998) pp. 400-403

²² United Nations (1990) p. 141

カス、アレppoでは住宅不足が生じている。また若者が農村から離散することにより農業生産性の低下が深刻となり、政府は農村からの流出を抑制する対策を模索している²³。

(2) サウディ・アラビア

従来人口増加率が低すぎると認識しており、増加政策を策定していたが、施策を変更した1998年以降、「一応満足である」として現状維持政策を採用している²⁴。政府見解は、人口問題を国家のアイデンティティを維持する文脈および労働力の要請に対処する観点から考えているのは明らかである。

開発計画の中にも自国民を増加させることが反映されている。つまり国家の人的資源の発展および質的向上をめざし、自国民による労働力を高めることを主要な目標としている。福祉に関しては高齢者、障害者、孤児などの社会的弱者の保健・医療や住居状況を改善することを意図している。年金は、従業員20名以上の企業における全従業員および公務員には適用されるが、1987年3月以降外国人労働者には適用されなくなった²⁵。

出生率に対する見解は「満足である」として現状を維持する政策を実施している²⁶。1982年、イスラームを遵守しているサウディ男性で結婚資金が乏しい者に、花嫁に支払う高額なマフル(婚資金)を補助している。上限で7000米ドルを供与し、自国での結婚を奨励している。しかも合法とされる婚姻年齢に達した若者に結婚を奨励したのは、人口増加率を高めることを意図したためである。また1980年代以降、低所得階層には母子手当を支給し、福祉政策を手厚くした。妊娠中絶は女性が健康状態を保持する必要性のために容認される。また女性の不妊手術は禁止されている²⁷。

女性の社会進出はイスラーム的価値観や社会的慣行の枠組みのなかで参画すべきであるとしている。女性の向上は男性のそれと平行とされているが、社会における男女の活動領域は分離されている。雇用問題に関しても、1980年に内閣特別委員会において調査研究がなされており、公務員は同一労働同一賃金の原則が貫かれている。また1990-1994年における第5次開発計画の中でも、女性の雇用が促進されるよう考慮されている。

第4次開発計画は1990年までに国外在住人口を60万人に削減することを目標とし、第5次計画は外国人労働力を減少させ、自国民に代替させるとした。労働法45条を改正して、企業の従業員は75%以上自国民雇用を規定した。増大する外国人労働者を規制し、サウディ人を増加させる政策を採用しているのである²⁸。

(3) エジプト

人口増大に苦慮した政府は1962年に人口問題を国家憲章に取り入れて以来、人口抑制策を採用

²³ Ibid., pp. 140-141

²⁴ United Nations (2000) p. 27

²⁵ United Nations (1990) pp. 79-80

²⁶ 1976年、1986年、1996年の調査において、すべて現状を維持する政策をとっている。

²⁷ United Nations (1990) pp. 80

²⁸ Ibid., pp. 80-81

している。経済社会開発計画の一環として人口増加率の目標水準と目標年度を設定しており、また実施の面では母子保健を目的とした家族計画サービスの形をとっている。例えば第2次経済社会開発計画(1987-1992)は経済社会開発計画のなかで直接人口問題に介入している。出生力減少や国外移住人口の増加によって、人口増加を抑制したり、またプライマリー・ヘルスケアを整備することを政策としている²⁹。

具体的には2001年までに人口増加率を2.10%に低下させることを目標にした。1995-2000年現在、1.82%まで低下した。また2015年までに人口が7000万人で静止することを目標としている。低位出生力の達成は、人口増加率の低下に直接影響を及ぼし、目標成就のため、母子保健、家庭の福利向上に施策をあてる。女性の地位向上、乳幼児死亡率の減少は、家族計画事業に直接関係する。とくに女性の地位向上を出生力低下の重要な要因と位置づけており、政府は女性の教育キャンペーンを行い、一方法制度においても家族法の一部改正を行った³⁰。

政府は避妊用具の普及、情報の供与など民間セクターが行っている活動のために資金を提供している。妊娠中絶は非合法であるが、母体が危険な場合は認める旨、現行刑法260条から264条に規定されている。また人口の地域分布の均衡は正のため、砂漠に新しい都市を建設し、全人口の10%を居住させる。政府は現在の、カイロ、その他の都市部への一極集中的人口分布状況を憂慮しているためである³¹。

人口抑制政策を策定する上で、国際援助をうけている。例えば1998-2001年UNFPAから供与された1800万米ドルは、家族計画を含むリプロダクティブ・ヘルスの改善、ジェンダー・バイアスの減少、経済社会開発を成就するために充当されている。また世銀からは、1997-2002年の5カ年間、2000万米ドルがエジプト人口プロジェクトに対して拠出されている³²。

(4) アフガニスタン

政府は人口増加率を高いと認識しているが、低いと考えている人口密度(1990年1km²当たり21人、2000年33人)に鑑みて、直接介入する政策を策定していない³³。しかし開発計画のなかに人口問題を位置づけている。開発計画は1974年から開始されていたが、1978年の社会主義政権樹立後、再び一連の開発計画として実施されるようになった。

このアフガニスタン共産党政権は、開発計画の中で死亡率や疾病率を低下させるための介入政策を採用した。つまり乳幼児死亡率を減少させると同時に母子保健も整備し、遊牧民の定住をはかる

²⁹ United Nations (1987) pp. 194-197

³⁰ Egypt National Population Council (1991). 藤田(1994a)26-28頁等を参照

³¹ 藤田(1994a)26頁。また現行刑法に関しては Egyptian Penal Code(1993)を参照

³² UNFPA (1997)

³³ 1978年2度目のクーデターによりアフガニスタン共産党が政権を樹立し、1992年4月同政権は崩壊した。その後内戦状態が続くなかで、ターリバーンが1996年9月暫定政府樹立を宣言し、1997年10月ムハンマド・ウマルを代表に選出し、アフガニスタン・イスラーム首長国と国名を変更した。2001年10月アメリカが対テロ報復攻撃をアフガニスタン国内で展開する中でターリバーンは組織を弱体化し、壊滅状態となった。従って1990年は社会主義政権であり、2000年はターリバーン政権であるが、いずれも人口増加率を高いと認識しているが、介入する政策をとっていない。アフガニスタンに関しては、United Nations (1987) pp. 2-5を参照

政策をとっている。予防注射、栄養改善問題や公衆衛生などのテーマは優先事項であるので、医療の無料化を促進しようとしている。計画の中に、安全な飲料水を供給する問題、病院や診療所を建設することがもりこまれている。

政府は出生率を高いと認識しながらも、それを抑制する介入政策を採用していないが、乳幼児死亡率を低下させる政策が出生率に影響を及ぼすと考えている³⁴。家族の生活水準の向上、および住宅政策も開発計画の中に位置づけられている。とりわけ社会主義政権は家族計画プログラムを推進しており、なかでも女性の地位の向上が重視されていた。家族計画プログラムに含まれない中絶は母親の生命にかかわる時のみ容認されているが、不妊手術は禁止されている³⁵。避妊の普及のため、政府は直接支援しているが、出生率や家族計画に対する目標値を設定していない。このように女性の地位の向上は家族計画プログラムにおける女性の健康および、雇用の領域などで留意されており、政府は女性の雇用を促進するよう考慮していた。なお女性の婚姻年齢は法律上16歳以上とされている。

内戦、戦争の続くアフガニスタンでは、人々の生活保障、失業、識字率、疾病、貧困など問題が山積しており、国際機関からの援助を必要としている。

2 - 3 問題点

経済的に豊かな経済先進国においては、少ない子どもを育てて、大きな付加価値を授けることが一般的である。人々は、このような目的にむかって自らをコントロールするのに十分な手段を持ち、それによって利益を享受する社会構造に恵まれている。しかし途上国の場合、状況は大いに異なるのである。そこに貧困と不平等が存在する限り、貧困層の子沢山は簡単に解消されることはない。確かに子どもが一人増えれば、当然余分の食糧を必要とするが、それはごくわずかな相違にすぎない。他に多くの選択肢を持たない貧しい家庭にとって、子どもは成長に伴って日常の仕事の軽減や、新しい収入源が期待される貴重な存在なのである。つまり子どもは、経済的にも欠かすことのできない存在なのである。これと同時に途上国では、乳幼児死亡率が高いという現状を考慮に入れなければならない。子どもが唯一の財産であるような途上国の人々の論理にたって考えれば、多くの子どもを持たずに生活が可能となるような社会変革を優先することが重要であり、人口増加だけを抑制しようという試みは、説得力を持たないのである³⁶。

開発援助計画において、北の問題意識の南への強要という側面が明らかにされ、人々が置かれている社会的条件を十分に考慮することなしに、いきなり産児制限を持ち出して人口増に対処するといった態度には批判が集中している。スーザン・ジョージは、人口過剰に対する方策をめぐって

³⁴ 1976年、1986年、1996年いずれの政府においても、政府は出生率は高いと認識しているが、抑制する政策をとっていない。

³⁵ 不妊手術に関するイスラームの法学者の一般的見解は、永久的に不妊となるならば禁止されている。その根拠として、人間は神の被造物であるとされる。このようなイスラームの原理上の解釈により、不妊手術が禁止されていると考えられる。

³⁶ 以下を参照。スピヴァク(吉原訳(1999))92-93頁、George(1977)(小南他訳(1984))64-66頁

「公平な富の分配と、食糧を増産しようという政治的意欲が問題である」と述べている³⁷。北の人間は育児のために南の人間の40倍もの支出を行っているのであり、この差を論理的に解釈するならば、南に期待される人口軽減を求めるためには、経済水準を現在の10倍、20倍に引き上げねばならないのである。つまり子どもの経済的価値を減少させ、少人数の家族が決して不利にならないような合理的な施策、つまり社会保障制度の整備が求められる³⁸。

年平均2%の割合で人口が増加している途上国において、現在の生活水準を維持するためには、単純な計算でも2%の割合で農地、学校、病院、雇用、工場、設備機器を増加させなければならないことが明らかである。現実には地方ではアンダーエンプロイメントや失業者で溢れ、首都では移住者が増加して社会不安を招き、社会状況の劣化が進行している。また農産物生産が人口増加をカバーすることができず、食糧輸入に依存しなければならず、政府は対外債務額を増大する結果となる。庶民の生活の安定度が極めて困難になるのはいうまでもない。飢えに苦しむ貧困層、失業者、反体制派の若者が軍隊に志願することになるのは、少なくとも食べ物だけは保障されるとする理由づけもある。また一極集中化された都市環境は過密を招き、移住者の多くはスラムに吸収される。このような社会不安は、緊張を激化させる要因にもなっている。例えばアルジェリアでは過激派によるテロ活動などによって、医療機関が閉鎖され、公衆衛生対策の機能が停止され、20年間下降してきた乳幼児死亡率が上昇している³⁹。

グローバル化が世界を席捲し、「内」に入る者と「外」にはじかれる者の格差が歴然としてきている。つまり「外」にはじかれるのは多くの途上国であり、なかでも貧困層は外にはじき出される負け組に相当する。経済システムから排除される人々が増え、「内」と「外」との対立が激しくなれば、犯罪、大量移民、治安の劣化などが引き起こされる。劣悪な雇用状況、社会保障も整備されていない社会においては、高い出生率のみが、人々の保険ともなっているのである。

途上国における都市化、過密化は、疫病を蔓延させる環境を作りだしているが、都市人口の割合が高い中東世界も例外ではない。世銀やIMFは常々公共サービスの民営化を推進してきた。たとえば排水処理の不備、ゴミ収集の不徹底、不衛生な上水道、劣悪な居住環境など、貧困層をとりまく健康を脅かす要因が、疾病原因となっている。世銀はその解決方法として、政府が「水道、衛生設備、ゴミ収集、住宅などのサービスを必要とし、料金を支払う意思のある世帯にたいして、効率的で責任ある業者がそうしたサービスを提供するよう動機づけを与える規制と管理の枠組みを作る」ことを提案している⁴⁰。こうしたサービスの対象者は、コストにみあった料金を支払える者であり、人口の大半を占める貧困層は除外されるのである。その結果は下水が路上に溢れ、疫病を媒介する動物が繁殖する環境が助長されるのみなのである。

³⁷ George(1997)〔小南他訳(1984)〕61頁。例えば投資がなされないために、食糧不足が発生することもある。環境をほとんど破壊することのない投資が実現可能であれば、可耕地は確保できるという視点から、食糧問題が生じるのは、正義と公平性が機能していないとされる。Sen(1992)等を参照

³⁸ 後藤(1999)120-121頁

³⁹ George(1999)〔毛利監訳(2000)〕192-194頁

⁴⁰ World Bank(1994)p.9を参照

世銀やIMFの民営化推進については、加藤他編(2001)などを参照

また医療サービスに対する世銀の市場主義的アプローチが支配的であり、構造調整プログラムを実施中の国には医療の無料化は不可能であろう。エジプトでは、公的部門であった製薬業は、政府の補助により薬価が安価におさえられていたが、民営化に伴って薬価は、特許料などが反映されるため、先進国レベルに引き上げられ、貧困層には入手困難となる事態が懸念されている⁴¹。

ともかく効果的な人口削減策とは、国家の出生率抑制策が構造調整政策の融資条件に組み込まれることであるとの指摘すらある。IMFの介入対象国は、人口増加率減少への寄与度により融資額が設定され、減少基準に達しない場合には、融資額の減額が勧告されるべきであるとされる。このような資本主義の成長と効率性を最優先した政策が、ミクロの次元における人間の尊厳までもを侵食しているという現状も考慮されるべきであろう⁴²。

30年前途上国において避妊を行っていた夫婦は、10%であったが、世界人口白書2001年版によれば、この避妊実行率が60%に上昇している。中東世界に限定すれば、約5割となっている。とりわけ女性のエンパワーメントが強調されるカイロ会議以降も最良の出生率抑制方法は、女性にたいする教育の普及であることが指摘されてきた。女性の就学期間の伸張、女性への教育の徹底などは、女性の多様なライフコースの選択などにより、出生率の低下に寄与している。当該社会でも政策策定する上で重要視されていることは言うまでもない。

総じて市場システムの確立は、貨幣による換算を優先させ、この市場中心主義は、ヒト、モノを急速に商品化していった。そこでの基本原理である交換経済的評価は、人間の社会、ならびに社会における人間の行動を、そこから獲得される物質的利益の多寡で計測する傾向を助長させている。市場化とその貫徹した結果であるグローバル化は、先進諸国を中心に経済繁栄を実現させた。しかし中東諸国においては、貧困と経済停滞の問題があり、貧富の格差がますます拡大している。市場経済主義のグローバル化といった画一的な経済のあり方は、すでにある種の限度を超越し、それは経済発展につながるどころか、むしろ貧困化を促進しているのである。

中東世界の根底にあるイスラームの原理の分析は第3章にゆずることにするが、イスラーム社会とは総合的に差異性、等位性、関係性の三つの原理が維持されている社会である。世界ではこれらの三つの原理と異なった同一律が一般化しており、とりわけ途上国にも浸透してきている現在、中東地域における人口あるいは経済の問題のみをとっても問題解決は複雑であり、多様な対応が求められているのである。

⁴¹ Radi, Faiza(1998)“What Price Health ?”, *Al-Ahram* 14-20 May

⁴² George(1999)(毛利監訳(2000))220-221 頁

3. イスラーム世界の特殊性：法的側面

3 - 1 法的側面

イスラーム世界の特殊性を、原理的側面から考察してみることにしよう。ユダヤ教、キリスト教、イスラームは啓示宗教として、唯一神信仰をその根幹としている。またイスラームは、ユダヤ教、キリスト教の教え、「人間はいかに生きるべきか」に加えて、「人間とは何か」を教示する。イスラームにおける人間は何であるか、つまり人間の位置づけから考察してみよう。

3 - 1 - 1 イスラームの特質

一般にイスラームは他の宗教同様に単なる、精神的宗教として理解されがちである。しかし聖なるものと、俗なるものとを切り離さないこの教えは、宗教を単なる精神的な事柄に限定せず、具体的な社会生活をもその領域に取り入れている。イスラームの内実を端的に要約するならば、それはすべての存在を神と直結させる根本原理であるタウヒードの教えであるといえよう。タウヒードとは狭義には神の唯一性を意味するが、広義には一化の原理ともいわれ、万象を一に化して解釈することを意味する。すなわち絶対者である神は一であり、この一なる神によって創造された存在物はすべて差異的であるが、同じ創造者から創られた被造物の存在の価値に上下はなく、すべて等位にあり、しかもそれらはすべて緊密な関係性の中におかれている。この世の森羅万象は、神の被造物として、存在の価値は等価であるが、それぞれの存在は差異的であり、同時に全存在が互いに関係性を持つという世界観がイスラームの基本的な共通認識なのである。イスラームの世界観においては、それぞれの存在者、ないしは個人が、このような等位性、差異性、関係性を分かち合っているという点は、この問題を追究したさまざまな論文で黒田壽郎がすでに十分な検討を行っている⁴³。

タウヒードの世界観の中核をなす差異性、等位性、関係性は、これを人間の場合に当てはめてみた場合、各個人はそれぞれ他に譬えようもなく個性的であり、しかし存在の資格としてはすべて同一であって、しかも人々は他者との関連性の中で人間としてあるということになるであろう。表現を変えるならば、タウヒードの差異性は近代思想の自由と、等位性は平等と、関係性は博愛と互換が可能な概念なのである。個人を尊重すると同時に、それに根ざした共同体的融和、協調を重んずる点では、タウヒードの思想は、近代自由思想の提示するものとほぼ同じ考えを、後者に先立つこと千年も前に述べているのである。神に根拠を置く民主主義思想は、アラビア半島の一角に登場した後わずか百年も経たぬうちに、民衆の支持をえて広範な版図を持つ大帝国を築き上げ、登場後十数世紀を経た今なお、13億以上の信徒を擁しつづけているのである。

個物、個体の重視を基本とする固有な世界観、人間観をもつイスラームの極めて重要な特徴としては、さらに精神にかかわることと、物質にかかわることを分離させず、万象を包括的に把えるという点が挙げられる。それはまた人間、自然環境、社会環境をそれぞれ分離、分割させず、統合的

⁴³ 黒田壽郎(1998)11-15頁

に考察する点に特色をもっている⁴⁴。

ところでイスラーム教徒は生活するに当たって、このようなイスラームの原理を具体的に実現することを目指す。そのさいの指針がシャリーアであり、それに則ってムスリムは自ら独自の共同体(ウンマ・イスラミーヤ)を構築することに努めるのである。とりわけ重要な事は、イスラームの教えが一方では個人と神との直接的なかかわりを強調しながら、他方では同時に極めて共同体的であり、固有な公共性の概念を提示している点である。

そのような特質は、例えば五行と呼ばれる、五つの義務的な宗教儀礼を簡単に分析することで明かにされるであろう。礼拝は神との契約更新であるが、信徒たちには毎週金曜日に集団礼拝が義務づけられており、これはさまざまな方法で人々の共同体意識を向上、強化する役割を果たしている。また断食には人間の煩悩を抑える意志を養い、精神力を強化するという個人的側面もあるが、同時に貧しい人々の心労を体験し、慈善、福祉の精神を養うという社会的側面がある点は忘れられてはならない。喜捨は、自らの財産の額が他に拠出する額に達している者の義務となり、これは主として弱者救済のための救貧税ともいえるものである。これらはムスリム間の友愛、福祉の精神を強化し、社会、経済的領域における神の意志を実現させるために利用されるという共同体的な側面を持っているのである。つまり信徒は魂の救済を図ると同時に、イスラーム共同体のあり方に責任を負うという、社会的連帯性の中に生きることを義務づけられている。精神世界と物質世界との分離が存在しないことは既に述べたが、宗教上の義務は現世上の義務としてこのように具体化されるのである。精神的事項のみでなく社会的行為を通して信仰の内実を問われる信徒達は、イスラーム共同体に対する責任をいかに果たすかを、イスラーム法によって規定されているのである⁴⁵。

3 - 1 - 2 イスラーム法

そもそもイスラーム法と訳されているシャリーアというアラビア語は、水場への道を意味するが、従うべき純正な道という解釈から転じて、信徒が守るべきイスラームの規範を表すようになった。これは宗教的生活のみならず、社会生活におけるイスラーム教徒の指標となるものであり、これは可能な限り生活の全般に適用される⁴⁶。

人間の行為は、包括的なタウヒードの特徴に基づき、例えば法律、道徳などといった個別的領域に厳密に分割されることはない。シャリーアはムスリムの全行動を五つの範疇に分類し、指針を提示している。五規範とは義務的行為(しなければならない行為)、推賞される行為(した方がよい行為)、許可される行為(どちらでもよい行為)、忌避される行為(しない方がよい行為)、禁止される行為(してはいけない行為)である。われわれが法の対象とする行為は最初と最後のものであり、2番目と4番目の行為は道徳、倫理の対象となるものである。しかしこれらが等しく対象とされているところに、シャリーアの際立った特徴が見られるのである。これが単純に法とは見なしえな

⁴⁴ アリー・シャリーアティー(櫻井訳(1997))158-174頁

⁴⁵ 井筒(1991)114-150頁

⁴⁶ 水場に至る道とはそれを知らなければ砂漠地帯では死に至らざるを得ない道の意味し、クルアーン(45:18)の「人間の踏み行すべき正しい道」である。

い点は、この事実一つを取ってみても明らかであろう⁴⁷。

シャリーアはわれわれが通常考えている法、つまり成文法ではない。イスラーム法は、1次的な法源と、これを補完する2次的法源からなっている。1次的法源としては第1の法源クルアーンと第2の法源預言者の慣行(スンナ)がある。このクルアーンとスンナの意義、その活用法は一つに限られていないので、この点については十分な理解が必要であろう。ムスリムにとっての第1の義務は、信仰告白である。それは「アッラー以外に神はなく、ムハンマドはアッラーの御使いであること」を証言することである。信徒たちは礼拝のたびにこの誓言を行うが、これは啓典クルアーンと預言者の聖行を正しい道しるべと確信し、その導きに従って生きることを誓うことに他ならない。つまりムスリムにとっては、この指示は最も重要なものであり、これに配慮し、これを生のすべてに活用することは彼らの基本的な義務なのである。

ただしクルアーンとスンナは、決して生のすべての局面、領域について言及している訳ではない。信徒たち一人一人は、日々の生活を営むに当たり、自らこの1次的な法源に当たるものを独自に理解し、応用、活用しているのである。シャリーアのこの側面は、ある研究者によって意識としてのシャリーアと名づけられているが、これはムスリム一人一人にとっての道であり、この道は現在13億以上存在するといわれるムスリム各個人が、絶えず意識し、活用しているものなのである。そしてその活用範囲は、生活の隅々にまで及んでおり、これこそが日常生活にまで根を下ろしたイスラームの固有な文化的特質の形成因なのである。宗教的義務の第1のものが果たすこの種の役割は、残念ながらこれまで殆んど無視されてきたが、イスラームの伝統の中核を形成する、信者たちにとっての意識としてのシャリーアの重要性は、決して看過されてはならない⁴⁸。

ところで法の領域に限られた法としてのシャリーアの1次的法源も、意識としてのシャリーアの場合と同じクルアーンとスンナである。クルアーンの啓示によって示された神の意志と、それを継承した預言者の聖行が法の基礎であり、この法においては立法者が神であることに特殊性がある。ただしイスラーム法は、完成し、その限りで閉ざされたものではない。それは新たな事態、状況が生じた場合、元の精神に照らして新しい解決法を導き出す装置を持っているのである。1次的法源に見出されない事例が生じた場合、そこに記載された事柄を典拠として新しい解釈が求められるが、それを可能にしたのがさまざまな2次的法源である。これには類推(キヤース)、あるいは合意(イジュマー)等が存在するが、この詳細についてはここでは論及しない。要するに法としてのシャリーアは、1次的法源に含まれた諸規範を基本とする規定であり、そこに見出されない個々の事例については、あくまでも法源に照らして2次的法源を用いて新たな解釈が見出される、開かれた構造をもっている。事例の解釈は、クルアーンに明示されているならばそれを規定とする。クルアーンは一切を包括する究極的、絶対的な法源であるが、それは問題の解決規定がクルアーンに明示されていない場合も、クルアーン、スンナを駆使して適切な規定を求め、類推することが可能な

⁴⁷ Khallāf (1978) 中村訳(1984))138-153頁

Ibn Zayn al-Dīn(村田訳(1985))を参照

⁴⁸ 意識としての法についてはGerber(1994)黒田訳(1996))384-405頁を参照

のである⁴⁹。

上述したようにシャリーアは、信徒の守るべき規範であり、ヤマニーはそれを「社会との相互依存の強い紐帯で結ばれ、社会の諸々の要求に即応し、環境の転変に応じて変化する、いわば成長し、発達し、進化する有機的な生物体」であると述べており、決して固定的ではないことを指摘している⁵⁰。

ムハンマド存命中は、問題の解決は難無くなされた。しかしその没後、新たに生起する諸問題に対処するため、イスラームの基本理念を基礎に多くの知的努力が重ねられ、正しい問題解決のための試みがなされてきた。イスラーム世界では、時代の変化、状況の推移に応じた法的解釈がなされ、紆余曲折を経ながらも確固とした一貫性のある法解釈がとられている。その主たる理由としては、(1)シャリーアに違反しないこと、(2)シャリーアに妥当なテキストが存在しない場合に限り個人的意見に依拠すること、(3)公共性および公正な原理に基づいた社会の必要性に鑑みた法解釈を行うこと、そのために明瞭な表現が用いられるべきこと等が実践されてきた点が挙げられている⁵¹。

タウヒードというイスラームに固有の世界観が、神の唯一性を基礎にする民主主義的な主張であり、それを社会的に実現するための道しるべとして、シャリーアが存在することについては既に説明した。ところでシャリーアは、個人に始まり、最初の社会的単位である家族、親族、小共同体、国家、すべてのムスリムを含む大共同体といったさまざまなレベルの共同体について、そのありようを述べている。ただしシャリーアの適用範囲に関しては、歴史的に若干の変化が見られるので、この点について言及しておく必要があるであろう。

登場当初イスラームの勢いは止まることを知らず、結局中央アジアからスペインに至る広大な帝国を築き上げている。この時期には、イスラームは単に宗教であるばかりでなく、政治、経済、法の要でもあり、イスラーム世界の万事がシャリーアを基に運営、維持されていたのである。しかしこの世界においても世俗化の傾向は次第に顕著になり、とりわけ政治の中枢部分から質的低下が顕著になってきた。それまで政治的権力者は、同時に宗教的権威者でもあったが、国家レベルでの権力は世俗的な実力者が握るのが常になった。ただし民衆はこのような世俗化の流れの中でも、宗教的指導者、とりわけ法学者を先頭に立てて、政治的実力者にたいし彼が統治のさいに用いる法として、つまり国法としてシャリーアを採用させることに努めた。権力者が世俗的な存在であっても、彼が国法としてシャリーアを採用する限り、政治体制はイスラーム的とする慣行が作り上げられたのである。アッバース朝以降、イスラーム世界が西欧の植民地主義に屈するまで、このような状態が続く。ここで看過してはならないのは、イスラーム世界においてシャリーアが、登場当初から植民地主義の時代まで千数百年にわたって、連綿と機能し続けてきた事実である⁵²。

⁴⁹ Esposito(1982)pp. 5-9

⁵⁰ Yamani(1967)(真田訳(1983))16-21頁

⁵¹ 黒田美代子(1986b)を参照

⁵² Esposito(1982)pp. 1-3. 政治体制に関しては、真田(1992)89-101頁を参照。神と神の法であるシャリーアに帰属する主権は、すべての個人と同様、国家もこれに全面的に服従させる、イスラームの政治原理が存在する。つまりイスラームの政治体制はシャリーアに基づく。

近代に入ってエジプトでは、ようやく国民国家形成の過程で西欧的な法の成文化がなされた。西欧起源の国民国家を単位とする統治は、一つの整合性ある成文化された法を前提としているが、既に指摘したようにシャリーアはいわゆる制定法ではないため、その導入に当たってはさまざまな矛盾が生じた。刑法、民法はナポレオン法典を踏襲して、エジプトの法として導入されたが、私的関係を律する法の分野に西欧法を適用するという試みは、当初から問題とされなかった⁵³。私的生活にとって最も重要な部分が、西欧化の強い流れの中にあっても、依然としてシャリーアに依存しているという事実は、伝統的な文化的要因が深く社会に根づいていることを示す何よりの証拠であろう。日常生活、社会的状況の変化は著しいが、これに対する反応は依然としてシャリーアを基に行われているのである。イスラーム世界の人々にとって、国民国家を基準とする生活の枠組みはあくまでも異質なものであり、彼らの感性に全くそぐわないものなのである。それは彼らの祖先が千数百年にわたって築き上げてきた伝統に背馳し、簡単に受け入れられるようなものではないのである。このことは例えば、家族計画の問題にも端的に関わってくる。この問題はイスラーム法の領分であり、したがってこの点に関する解釈、法改正等はイスラーム法学者のファトワに委ねられる⁵⁴。家族計画に関するファトワの実例については、3 - 1 - 4に譲る。

3 - 1 - 3 イスラーム法における家族計画

(1) 女性観および婚姻観

ある法文化における文化的価値の質を問題にする場合、基本的人権の尊重は一つの重要な指標になる。その場合、女性、家族が社会に対して、どのように位置づけられているかは興味深い視点である。さまざまな個人は、さまざまな単位として在来の伝統的な社会体制、文化的な価値体系の中に埋め込まれており、そのありようには固有な均衡、均整があるはずだからである⁵⁵。

イスラームは、エバがアダムを欺き神への背信、罪に導いたという原罪説をとらない。二人はあくまで共犯であり、罪を分かち合っている。彼らは共に懺悔し、天国を追われることによって罪滅ぼしをし、救済されたとされている。人間の創造は、「かれは一人の者からあなた方を創り、またその者から配偶者を創り、両人から無数の男と女を増やし広められた方である（クルアーン4:1）

⁵³ Esposito(1982)pp.49-52.

⁵⁴ Masud et al.(1996)pp. 3-32. 黒田壽郎編(1983)180-181 頁等を参照。法的意見と訳されるファトワは、法学者の中でも研鑽を積み、法源に基づいた、独立の法判断を下す資格をもつムフティーの判断に即して布告される。時代の変化に即してイスラーム教徒はさまざまな分野にわたる問題に遭遇し、法的な決定を必要としている。イスラームにおいては人々が制度における法的拘束を受けるといよりも、主体的にその教義を遵守しようとする意思が先行するのであるが、現在は多くの国家がさまざまな領域でヨーロッパ法体系を導入しているので、ファトワはとりわけ私法的側面において機能している。ところで係争事件の場合は、裁判官あるいは個人が提示した特定の問題について、ムフティーが解答を与える場合があるが、それが正式な法解釈として布告されることもある。係争事件に限らず、例えば家族計画に関する事例において、具体的に避妊および妊娠中絶等の個々の問題に関して、その適否について、個人あるいは社会への解答として、ムフティーは法判断を下す立場にある。ムスリムは精神的な事柄のみでなく、社会的な行為についても信仰の内実として問われ、日々の生活における社会的責任は彼らの義務であるため、このような勧告が示されるのは当然のことなのである。

⁵⁵ 真田(2000)319-321 頁

としており、性差が強調されることはない。また一化の原理(タウヒード)によれば、まず重要なのはあらゆる人間が、被造物として神と直結し、等位におかれる点である。人間に関しては、さまざまな差異にもかかわらず、まず個々の人間が平等であるということが最優先する。人間を本質的に規定するものは人間性であり、男性、女性はいくまで属性的な規定なのである。イスラームにおいては男性性、女性性が問題視されるのは男女の関わりにおいてである。性差は関係性のなかでしか表現されない⁵⁶。

「彼女らはあなたがたの衣であり、あなたがたはまた彼女らの衣である(クルアーン2:187)などは、被造物の対称性が強調され、人間が異性と関係を持つ際に、その異質性、相補性が強調される⁵⁷。成人した男女は一つの社会的単位を形成するために、結婚をすることを積極的に奨励されている⁵⁸。差異を持つ男女が対となり、相互扶助・伴侶性をもって補完しあい、社会的な基礎単位である夫婦および家族を形成する。

しかし結婚以外の性的関係は固く禁止されており、男性は性的関係を持った女性にたいし、責任を負わなければならない。一夫多妻の規定は、これを制度化したものである。ところで結婚の範囲内においては男女の性交を極めて肯定的に認めており、男女の性差を神から与えられており、それらを開花させることが望ましいとされている⁵⁹。

したがって結婚の目的は、生殖のためだけにではなく、精神的・身体的な欲求を充足することであり、結婚の範囲内における性行為はそれ自体、独立しており、絶対的な価値を有するのである⁶⁰。つまり生殖のためだけにではなく、精神生活をより豊かにするために、性の謳歌が推奨される。このようにイスラーム世界における家族計画の概念は家族の形成、つまり結婚生活をも包含しているといえるであろう。

(2) 家族計画思想

ここでクルアーンやハディース⁶¹において家族計画がどのように規定されているかを考察してみよう。

イスラームは既述したとおり、性を決して忌避しようとはしない。許されている関係間、許されている時間内であれば、性を極めて肯定的に捉えている⁶²。その一化の原理(タウヒード)に基づき、精神と物質を区別せず、優劣を設定していないので、当然肉体を卑しいもの、または罪深いものという観念は存在しない。

⁵⁶ Farah(1984)p. 11

⁵⁷ Esposito(1982)pp. 15-16

⁵⁸ クルアーン：第2章222-223節

⁵⁹ Youssef(1978)pp. 52-96

⁶⁰ Bouhdiba(1975)(伏見他訳(1980))15-36頁

⁶¹ ハディースとは、アラビア語で情報、物語、伝承を意味するが、ここでは預言者ムハンマドの言行(スンナ)に関する伝承を言う。つまり預言者の言行録である。

⁶² イスラームでは性を忌避していない等に関しては以下を参照。クルアーン：第2章222-223節、Omran(1992)pp. 85-112。婚姻関係にあるものの性行為は、むしろ推奨されている点に関しては前節で述べた。但し、ラマダーン中は禁止など、許されている時間内、許されている関係間であることは言うまでもない。

クルアーンには避妊を禁止する聖句は存在しない。それ故家族計画を実施するにあたり、その個々に関する適否はクルアーンやハディースに書かれている精神を重んじて、演繹して解釈することになるため、賛否両論が存在することになる。前アズハル総長であるガーディル・ハック・アリーも「クルアーンには家族計画を禁止した聖句は存在しない」と言明している。また家族計画の反対論者も避妊に関する聖句は、クルアーンには明記されていないことを認めているのである⁶³。

ただし賛成派も反対派も自分の意見の正当性をクルアーンから引き出そうとする。家族計画に関して、避妊が殺人に該当するか否かを巡る論争が最も重要な点である。「嬰兒殺しは、大罪(カビーラ)に相当し単なる禁止事項ではない」という原則があり、これをめぐる解釈による論争の対立がある。避妊の反対論者はこの原則を根拠として、避妊を罪であるとするが、他方、賛成論者は「避妊は嬰兒殺しにはあたらない」として、「避妊は大罪に相当しない」とする⁶⁴。賛成論の立場をとるガーディル・ハック・アリーは1983年に出版されたファトワに添付した文章のなかで、次のように強調している。「妊娠の回避は殺人行為でもなく、胎児を中絶することでもない。受精後に胎児は形成されるが、4ヵ月すぎまでは魂のある生きものではない。妊娠を回避する行為は受胎を避けることであり、殺すことではない」⁶⁵。以下では避妊の合法性に関する論点を列挙してみよう⁶⁶。

第1に嬰兒殺しとは生物学的に存在したものを殺害することであって、生まれていないものに対しては適用されない。避妊は単に妊娠を避けることである。第4代正統カリフ、アリーの「性交中絶法は嬰兒殺しではない」という言葉を引用している。その根拠としてクルアーンの章句23章12、13、14節の被造物の創造についての聖句を挙げている。

第2に預言者の教友ジャービル・イブン・アブドッラーが伝える預言者の伝承、「われわれが性交中絶法を行うのは常であった」を引用している。

第3に脆弱な人間がいくら多くても、質が低ければ意味をなさないとして、人口の質、生活の質を問題にする。クルアーンの一節、「あなたがたの富や子女は、一つの試みに過ぎない(クルアーン 64:15、8:28)など、「大家族にならないように、気をつけよ」というハディースに言及し、子どもの数を制限することは何ら阻まれていないと主張する。また家族計画プログラムを推進しているエジプト家族計画協会最高評議会は「破局の中でも最大のものは、多くの子どもがいながら僅かな食べ物しかないこと」であるというムハンマドの有名な言葉をスローガンにしている。

当然のことながら、ハディースはその都度表明された見解態度の集成であるので、ムハンマドの言葉には一見矛盾するような見解がみられるが、ムハンマドが家族計画を明確に禁止した事実はないと、法学者は解釈している。親になるというのは神からの命令であるが、家族計画を認めている

⁶³ Ibid., p. 86

⁶⁴ Ibid., p. 9

⁶⁵ Ibid., pp. 87-142

オムラーンは家族計画に関する法解釈およびファトワを集積し *Family Planning in the Legacy of Islam* を著した。アズハル大学は同書を家族計画についての公式見解としている。筆者はイスラーム法の固有性に鑑みて、その賛成論、反対論を整理することを試み論を進めた。

⁶⁶ Ministry of Waqfs et al. (1994) pp. 27-28

のである。「母親がその子のために不当に強いられることがあってはならない(クルアーン2:233)等の章句がその基本的見解を示しているように、十分に養うことができないほどの子どもたちを持つ両親に対しては家族計画を認めている。

ところでムハンマドの時代には、ムスリムたちは性交中絶法で避妊を行っていたという事実が知られている。最も権威のあるハディースの一つである『サヒーフ・ムスリム』の中には以下の記述が見られる。「預言者は人々に膣外射精をやめるように命じてはいない」。多くの法学者は本記述から類推して、安全で合法的な避妊方法による家族計画は容認されているとしている⁶⁷。また、家族計画に関する禁止事項がクルアーンに明記されていないとして、家族計画は禁止されていないと解釈している⁶⁸。賛成論者には法学者・思想家であるアル＝ガザーリー(1058-1111)、イブン・カイイム(1350年没)、アル＝ザビーディー(1488年没)、アル＝シャウカーニー(1834年没)等、多く存在している。

次に避妊の非合法性に関する論点を挙げてみよう⁶⁹。

第1点は性交中絶法あるいは他の避妊法を、クルアーンのなかにしばしば禁止や警告を発している嬰兒殺しと同義であるとするものである。そしてクルアーンの以下の章句を引用している。「困窮するのを恐れて、あなたがたの子女をころしてはならない。我はあなたがたもかれらをも養うものである(クルアーン6:151、類似の章17:31)。「自分の糧を確保出来ないものが如何に多いことであろうか。アッラーはそれらとあなたがたを養われる(クルアーン29:60)。「アッラーは、ご自分のしもべの中、御好みの者には糧を豊かに与え、またそう望まれる者には切り詰められる(クルアーン29:62)。これらは生命の芽が出た時点で、神は慈悲を与えることを意味しているとする。

第2点は上記の聖句は間接的論拠であるので、ジュッダマ・ピント・ワッハブ・アル＝アサディーヤが記録した伝承を引用する。つまりある人物が預言者に性交中絶について尋ねたところ「性交中絶法は表面に出てこない嬰兒殺しである」と答えたとされる。

第3点は反対論者は人間の数は多いほどよく、それは労働力・軍事力の増強をもたらし、社会的、経済的発展に寄与すると考える。イスラーム登場当初においては、共同体建設を目的としていたため、ハディースの中にも「結婚し、子どもをたくさん産みなさい。そうすれば最後の審判の日に、私は諸民族の中でもお前たちを誇りに思えるだろうから」、あるいは「多産で優しい女と結婚せよ」等とある。避妊に反対する見解を持つ代表的な法学者は、思想家でもあるイブン・ハズム(994-1063)であるが、反対論者は少数派にとどまっている。

以上避妊に関する賛否両論の根拠を概括したが、妊娠中絶に関する各法学派の見解は以下の通りである。ハナフィー派の見解によれば、妊娠120日以内に根拠の確かな理由が存在すれば、禁止されない。例えば母乳で育てることが不可能であり、経済的に乳母を雇うことが不可能である時、忌避される行為(マクルーフ)である。シャーフイー派は120日以内の妊娠中絶を類別している。つ

⁶⁷ Omran(1992)p. 85. ムサッラムはムスリムたちは「性交中絶が避妊の功を奏するか否かは、神の意志による」としたことを、避妊容認の理由であるとしている。

⁶⁸ Ibid., pp. 86-87, pp. 89-142

⁶⁹ 前述のようにマクルーフは、忌避される行為と訳される。その行為をしない方がよいが禁止されてはいないことを意味する。

まりアル=ガザーリーは禁止、ムハンマド・アビー・サイドは80日以内は容認、また120日以内は容認する見解の法学者も存在した。ハンバリー派では40日以前であれば許される。マーリキー派はいかなる場合も禁止している⁷⁰。

ところで医学者であり哲学者でもあるラージー(854-925)、イブン・シーナー(980-1037)等で代表される9世紀から11世紀に及ぶイスラームの医学は全世界の医学界の最高峰に位置し、避妊医学に関しても多くの避妊法を研究、開発している。ラージーの著作を例示すれば『包含の書』(Kitab al-hawi)には176種類の避妊・墮胎の処方に記載しており、膣薬・子宮栓・内服薬を含んでいる。これらの研究に関しては、医学者達は合法的医学責務と認識していたのである⁷¹。

ちなみに西欧キリスト教社会ではどのようなであったろうか。長い間、快楽を認めておらず、性交中絶法は結婚の範囲外で行われていたのである。「2世紀から20世紀に至るまで、性的快楽の追求は一貫して厳しく弾劾されていた。結婚は生殖という義務のためであり、夫婦間での交接でも快楽が追求されれば姦淫に等しい」⁷²と考えられていた。

さらに避妊医学について西欧キリスト教社会との比較を深化させるために、魔女の研究を例示してみよう。14世紀から17世紀にわたりヨーロッパで行われた魔女狩りは、教会、国家からの弾圧を示すものである。そもそも魔女は農民などの民衆レベルの治療家であったが、王侯、貴族などの宮廷医は男性で教会の庇護のもとにあった。彼女たちは呪文や薬草を使用して、病治しの医学や呪術とも呼ばれる仕事に従事した。分娩、墮胎、産後のケアなど産婆の仕事を行っていたのも魔女医療家であった。魔女は信仰や教義よりも自分の感覚に基づいて、試行錯誤を行う経験主義者であり、その魔術とは当時の科学に相当する。魔女は魔術によって、男性を支配したりする力も持ち合わせていた。本稿においては、避妊医学の分析はほとんどなしえないが、避妊医学の従事者はイスラーム世界では公然としかも合法的責務と認識して対処していた。他方西欧キリスト教社会では魔術で治療をするとされていた魔女医療家が排除され、彼女たちの治療行為は地下活動として存続したのである⁷³。

物質と精神を分け、精神を優位とする教会は、物質世界の価値には重きをおかず、反経験主義の立場をとり、女性を男性よりも下に位置づけており、そのうえ性を敵視したので魔女たちを迫害したのである。男性の女性にたいする権力の伸張ともいわれている⁷⁴。

ところでアリエスは18世紀になってから人々の間で性交中絶法が行われるようになったと論じている⁷⁵。カトリックでは受精をした瞬間から生命が始まるとし、胎児の生命はいかなる場合でも尊重しなければならないと述べている。とりわけこの倫理的原則により、妊娠中絶および、あらゆる

⁷⁰ Ibid., pp. 159-164. 歴史的にもイスラームの基本理念を基礎に学的努力の過程で、いくつかの法学派が形成され、スンニー派の間では有力な四つの法学派(ハナフィー派、シャーフイー派、ハンバリー派、マーリキー派)が主流となり現在に至っている。

⁷¹ Musallam (1983a) pp. 60-88

⁷² Flandrin (1981) 宮原訳(1992)122頁

⁷³ Ehrenreich et al. (1973) 長瀬訳(1996)7-29頁

⁷⁴ Barstow (1994) 黒川訳(2001)15-35頁

⁷⁵ アリエス(林他訳(1986))

る家族計画を否定する見解を表明している。モアランドの見解を参照して整理すると、カトリックでは胎児を完全な人間とみなし、それ故にかなる妊娠中絶も禁止している(表3 - 1)。その根拠は生命の尊厳にあるとし、これは生命は母体の保護よりも優越されるという観方に帰着する。一方、イスラームでは法学派により見解に多少の差異はあるが、胎児を人間の可能態とみなし、妊娠中絶を必要条件が存在すれば禁じられていないとする。その根拠は胎児には生命が未発現であるためだ

表3 - 1 妊娠中絶の3見解

	(1)	(2)	(3)
胎児の位置づけ	完全に人間	潜在的に人間	人間以下の存在
妊娠中絶	常に禁止	時に可能	常に可能
根拠	生命の尊厳	生命の発現	生命の質
母体の権利	生命は私権よりも優先	諸権利の組み合わせ	私権は生命よりも優越

出所：Moreland(1990)より作成

注：モアランドによれば、(1)は胎児の生命優先派、(2)は中間派、(3)は妊婦の自由尊重派に相当する。

とされる。したがって、生をうけているものが優先される等の考量の基準から母体の保護が導きだされる⁷⁶。

本章では、避妊という考え方や行動を支えた論理がイスラーム世界の性と生殖をめぐる諸問題の基調となっていることについて一瞥した。多くの法学者が避妊を容認する背景として、社会的に一定の条件のもとでの性の謳歌を推奨すること、および性的快楽と夫婦における性行為を切り離さないことを重要な要因としていることが挙げられる。男女は結婚により、対の存在として、社会的基礎単位を形成し、精神的・身体的にもそれぞれの性を開花させることを推奨されると考えられているからである。

3 - 1 - 4 法学者の家族計画に対する見解

家族計画が論議されるようになった状況において、法学者はいかなる法解釈を行っているのだろうか。20世紀家族計画に関するファトワが公布されているが、本稿ではアズハルより公布された以下のファトワについて時系列的に概観してみよう⁷⁷。

1. アブデル・マジード・サリーム(ムフティー)によるファトワが、1937年1月25日に出された。
 - a. 健康上および社会経済的理由による家族計画の容認。

⁷⁶ Moreland et al. (1990) pp. 25-26

⁷⁷ ファトワに関しては以下を参照。Omran (1992) pp. 6-10, pp. 225-259.

Ministry of Waqfs et al. (1994) pp. 49-83 等

- b. ハナフィー派の法解釈に基づく性交中絶法を認め、これを発展させた法解釈により、信頼するに足る医師の指導のもとでの避妊法を容認。
 - c. 避妊には原則として配偶者相互の合意が必要。
 - d. 胎児の入魂前の、妊娠中絶の可能性(母乳が出ず、父親が経済的に乳母を頼めない等の場合)、入魂後の妊娠中絶の禁止。
2. アズハル・ファトワ委員会は1953年3月10日、上述の1と同種類のファトワを出した。
- a. 一時的な避妊薬の使用は、シャーフイー派の法解釈では禁止されてはいない。出産間隔を十分にとらず母体の健康を損なう場合には、一時的な避妊薬は認められているという、シャーフイー派の法見解を採用している。
 - b. 医療的な避妊法による完全かつ永久的に妊娠を回避することは禁止する。
3. マフムード・シャルトゥート(グランド・ムフティー)は1959年、アズハルよりファトワを出した。
- 家族計画とは、健康で良い子どもを産み育て、遺伝疾患、伝染性疾患および精神的負担から保護するための有効な方策を個人が任意に選択することである。
- a. クルアーンは授乳の期間を2年間と定めているが、妊娠中の母親は、母体の負担が大きいため子どもに母乳を与えないよう、警告している。したがって母乳で育てている期間内の妊娠中絶は容認する。
 - b. ムスリムの医師は、妊婦の配偶者が子どもや孫に影響を与える遺伝病および伝染病を有するならば、永久的あるいは一時的に出生抑制手段を講じることが可能である。何故ならイスラームは多くの子どもたちが健康であることを願うからである。
4. ハサン・マアムーン(グランド・ムフティー)は1964年、アズハルよりファトワを出し、それはアフバール紙に掲載された。
- a. これまではイスラームでは結婚や出産を奨励し、イスラーム教徒の人口が増加することを要請した。
 - b. 時代の推移とともに人口増大により、人々の生活水準の低下が社会の脅威となっており、思慮深い人々が家族計画を推進しようとしている。人々の適切な生活を保障するために、公共のサービスを提供する必要がある。人々が強制されることなしに家族計画を選択し、それを実行する手段が正当であるならば、イスラームでは異論はない。
5. ガーディル・ハック・アリー(グランド・ムフティー)は1979、1980年に見解を述べ、1983年ファトワとして公布した。
- a. クルアーンの中には、妊娠の回避あるいは子どもの数の調整を禁止した聖句は存在しない。しかしその容認を示すスンナは存在する。したがって避妊を行うことは、嬰兒殺しに相当するものではない。

- b. 法学者の見解に基づくその内容は、性交中絶法および他の避妊法の容認である。例えば、アル＝ガザーリーは妻の同意のもとに性交中絶を行うことを容認している。その理由として、妻の美と健康の維持、出産時の危険からの母体の保護、経済的困窮の回避、多くの子どもを養育するために働くことにより生ずる身体的健康の障害をあげた。
 - c. 永久的な不妊手術は禁止される。
 - d. 妊娠中絶に関して、妊娠 120 日以内で母体に生命の危険がある時は、行うことができる(ハナフィー派の法解釈)。40 日以内なら容認する(ハンバリー派の法解釈)。
 - e. 家族計画を法律によって、人々に強要することは反対である。
6. サイド・タンターウィー(グランド・ムフティー)は 1988 年 9 月 8 日、ファトワを公布し、それはワフド紙に掲載された。
- a. 家族計画は夫と妻の合意により、出産間隔をあけるために一時的に生殖機能を休止させる事であり、家族規模は健康上および社会経済的な理由を考慮して子どもを養育することが出来る規模にする。家族計画には不妊手術や妊娠中絶は含まない。
 - b. 避妊はイスラーム法の規定になんら抵触するものではない。その論拠は法学者であるアル＝ガザーリーやサイド・サービクの承認によるものである。例えば夫婦は、第 1 子が十分成長するまで第 2 子を予定しない。3 人の子どもを持つ夫婦が、余裕の有る、無しにかかわらず、家族計画を必要とする国に生活する国民として、避妊をするのはよいことである。
 - c. 家族計画は過剰人口に対する唯一の方策ではない。同時に人々はよりよい社会を構築するために、イスラーム共同体の一員として努力をしなければならない。
 - d. 本ファトワは上述の 1937 年、1953 年、1959 年、1983 年に公布されたファトワを踏襲している。
 - e. 国家は国民に家族計画を強制することは得策ではない。国民に国の状況、子どもの人権、家族計画に対するイスラームの見解を説明することは可能である。
 - f. 避妊は 殺すこと ではなく、神の意志にも反しない。預言者が我々の存在を誇りに思うのは、量ではなく質である。神は無能で無秩序な民衆を嘲笑するであろう。
 - g. イスラームは、ムスリムの医師によって承認された安全かつ合法的な避妊法を是認する。

以上 1～6 のようなファトワをアズハルは発表しているが、これらの特徴として 4 点に絞ることができる。

第 1 に 1～6 のファトワのなかで家族計画を禁止したファトワは出されていない。家族計画の容認は身体的健康の障害、社会経済的要因の理由づけが必要となっていたが、時代の経過とともに家族計画の必要性が人口に膾炙してきた。理由づけが行われなくなったのは、生活の質の理解も広くゆきわたったからと思われる。避妊手段は性交中絶法についての法解釈を発展させ、信頼できるムスリムの医師の指導のもとでの避妊法を認めている。

妊娠中絶に関しては、1937年、アブドゥル・マジード・サリームは経済的理由により、入魂前であれば容認したことは当時の世界の潮流に鑑み、画期的な解釈であった⁷⁸。マフムード・シャルトゥートは母体の負担を考慮して、容認した。ガーディル・ハック・アリーは母体が危険であるときは容認されると規定しているが、妊娠中絶を家族計画の手段とは位置づけていない。

第2に1～6のファトワのなかで、1～3は特に現実の社会経済状況や政治の展開に呼応して出されている。1937年、アブドゥル・マジード・サリームが下したファトワは家族計画に関する今世紀最初のものである。当時、世界大恐慌の影響を受け、社会経済的に混乱をきたし、民衆は生活苦に陥っていた。シドキー政権は大恐慌により綿価格暴落による没落の危機に瀕した地主階層の救済を行ったが、民衆の救済は行い得なかった。ムスリム同胞団が新しいイスラーム勢力を形成したのもこの時代であった。1952年、自由将校団による革命がおり、1953年エジプト共和国宣言が出された社会状況下でアズハル・ファトワ委員会はファトワを布告した。憲法は1956年に制定され、1959年のマフムード・シャルトゥートのファトワは1956年の憲法制定と関連があると言えるであろう。

第3に1～6のファトワのなかで、4～6は人口政策にも言及し、国家による強制力を伴う管理方式を禁止している。1962年に、ナセルは人口増大を苦慮し、それまでの政策を転換し人口政策を盛り込んだ国民憲章を発表した。近代的避妊手段としてのピル(1962)、IUD(1964)を導入し、それらの生産を開始したのである⁷⁹。1964年、ハサン・マアムーンは「生活の質」を問題とし人口政策の中の家族計画の必要性を国民に喚起した。家族計画最高評議会が設立されたのはその翌年である⁸⁰。

1980年に発表された「人口、人的資源開発および家族計画に関する国家戦略の枠組」においては、経済社会開発と同時に家族計画の普及が重視されている。また1982年から第1次経済社会開発5ヵ年計画が施行され、第2次経済社会開発計画は1987年から実施された⁸¹。これらは、1983年のガーディル・ハック・アリーのファトワおよび1988年のサイド・タンターウィーのファトワと呼応している。

一方、人口政策を国際社会の場で論ずるようになったのは1965年前後であり、ベオグラードでの世界人口会議開催も1965年である。国家の強制による人口抑制政策で代表的な中国の一人っ子政策は1979年から推進された。インドでは強制不妊手術が1976年から行われたが、翌年ガンジー政権は選挙で敗北した。このような国際的な潮流ともファトワは関連したと思われる。国家がコントロールしないで個人の自由意志を尊重することは、人権の観点からも矛盾が少ない。そもそもイスラームでは出産計画を個人の問題と想定しており、個人の問題は個人と創造主たる神との契約に基づくのである。

第4に1～6のファトワのなかで1964年のファトワを除いて、母体の保護が強調されているこ

⁷⁸ Omran (1992) p. 226. 当時の保守層からはこの法解釈は過度に寛大であると評された。

⁷⁹ Fahmy (1983) pp.28-31

⁸⁰ Ibid., p. 21

⁸¹ United Nations (1987) pp. 194-197

とは、注目に値するといえよう。授乳は2年間とクルアーンで規定しており、推奨されている。授乳中は必然的に排卵が促進されないので、避妊効果を生ずる。従って連続する妊娠から母体を保護する有効な方策と考えられている。また家族計画を実施する際にも夫と妻の合意の必要性が提示されている。性交中絶法は男性依存型避妊法であるという側面を持つが、10世紀のアル＝ガザリーの見解にもみられるように配偶者の合意を前提とする性交中絶法の原則が示唆しているように、短絡的に家父長的思考に基づくものであるとはいえない⁸²。イスラーム法は男女の平等性、補完性を理念としている点に関しては、既に言及した通りである。

以上のようにみても、1937年のファトワは斬新なものであり、それ以降のファトワおよび家族計画推進プログラムに強い影響を及ぼしている。時代の経済社会状況、政治的展開、人口政策および国際的な思潮とも関連性を有する。第4章において当該社会の特殊性についてカイロにおける人々の家族計画の実態を検討し、ついでカイロ会議における人々の対応について検討を試みたい。

⁸² イスラーム史上出現した最も個性のある、明晰な頭脳の持ち主の一人であるといわれているアル＝ガザリーは、11世紀後半から12世紀におよぶスンニー派のシャーフイー学派に属する法学者であり、思想家でもある。彼は、イスラームの諸相を広範に論じた『宗教諸学の再興』のなかで、結婚と性に関する事象に第12巻で言及している。家族計画に関しても、アル＝ガザリーの見解が後世の多くの法解釈上の礎となっている。つまり性交中絶が禁止行為であるとの法解釈をしていないので、人間の意志にもとづき、どちらでもよい行為と判断している。

4. イスラーム世界の特殊性：文化、社会的側面

4 - 1 カイロにおける事例調査

4 - 1 - 1 事例調査の概要

本調査は家族の中での家族計画の意味づけをできるだけ詳しく、しかも具体的な形でその実態を示すことを目的に行った個人面接調査である。個人の私的な領域に入り込むことを考慮し、同時に家族計画を家族との位置関係の中で相対的にとらえ、また生活史とのかかわりを見出すために自由回答形式をとった。質問事項は、家族計画、結婚、出産、家族、女性等にわたり、面接時間は1事例につき1～5時間に及んだ。1991年9月14日から22日までの予備調査の後、本調査は1992年4月5日から30日にかけて実施した⁸³。

エジプト社会では、94%がイスラーム教徒であるから、調査の対象を全員イスラーム教徒とした。対象者37名の内訳は女性24名、男性6名、その他医療従事者の女性7名である。また配偶関係別では、女性24名の中で既婚20名、離別2名、死別2名である。男性は6名全員既婚者であり、その中で複婚者は1名である。医療従事者は未婚2名、既婚4名、死別1名である。年齢階層別分布を見ると、女性のなかで10代は1名、20代は9名、30代は14名、40代以上は7名である。男性は1名は30代、5名は40歳以上である。女性は現在出産期にある20代および30代年齢層を中心に70代にいたるまでを対象とした。

4 - 1 - 2 主要項目の分析(表4 - 1)

(1) 初婚年齢と生存児数の関係

初婚年齢は有配偶女子の再生産年齢期間内における結婚持続期間を決定する極めて重要な要素であるので、初婚年齢は出生力に直接影響を及ぼす。ところで、エジプトで合法とされている婚姻年齢は男子18歳以上、女子16歳以上である。

初婚年齢の分布を見れば、女性調査対象者(23名)の平均初婚年齢は20.8歳である。小学校卒業以下の学歴の低い階層は平均17.4歳であるのに対して、中学校卒業以上の学歴の高い階層では平均21.7歳であり、大学卒業女性は平均25.3歳と上昇を示し、初婚年齢は学歴階層に比例すると言えよう。女性対象者の中で最も低い初婚年齢は14～15歳で2名であり、学校教育未経験者である。一方、最も高い初婚年齢は32歳で大卒者である。

男性調査対象者においては、平均初婚年齢は28.0歳で、女性よりもかなり高い年齢を示す。これは男性が家族の扶養義務を持つのと、婚姻契約締結のためマフルの支払い、結婚後の住居の準備などを必要とするため初婚年齢の上昇が生じる。

⁸³ 本調査における家族関係を中心とした分析は以下を参照。藤田(1994C)62-67頁

表4-1 カイロにおける対象事例一覧

No.	性別	年齢	学歴	職業	配偶関係	初婚年齢	現在の配偶者との子供数	理想子供数	長子出産年齢	家族計画		解法	依存的意識	配偶者		家族の態度
										知	態			年	学歴	
1	女	19	小・中退	専業主婦	既(1)	17	1(1)	2	18	有	積・受容	IUD	情緒	なし	洋履屋店員	受容
2	女	22	大	ギャラリー勤務	既(1)	21	0(0)	2	20	有	受容	なし	なし	30	ジェラントホテル勤務	不要
3	女	25	中	専業主婦	既(1)	18-19	2(2)	2	20	有	積・受容	IUD	なし	30-32	喫茶店ウエイター	受容
4	女	25	なし	夫(門番)補助	既(1)	14-15	4(4)	2	16	有	積・受容	IUD	なし	47	門番	受容
5	女	25	小	美容師	既(1)	19	2(2)	2-3	20	有	積・受容	P	なし	34	便利屋	受容
6	女	26	大	専業主婦	既(1)	22	1(1)	2	23	有	積・受容	IUD	なし	32	建設会社勤務	受容
7	女	29	なし	サーバント	既(2)	17	0(1)	2-3	18	有	積・受容	P	なし	35	薬局店員	反対
8	女	29	中	給仕・雑用	既(1)	19	2(2)	2	20	有	積・受容	IUD	情緒・身体	35	興行・倉庫管理課	受容
9	女	30	なし	サーバント	離(1)	14-15	2(2)	3	16	有	積・受容	P	経済・情緒・身体	40	クリーニング店店員	受容
10	女	30	高	専業主婦	既(1)	23	2(2)	2	25	有	受容	P	なし	36	軍人	受容
11	女	31	なし	専業主婦	既(1)	23	0(0)	2	20	有	不要	なし	なし	40	雑貨屋店員	反対
12	女	35	小	清掃	既(1)	18	2(2)	2	20	有	積・受容	P	なし	39	ダンボール工場勤務	受容
13	女	35	中・中退	専業主婦	既(1)	18	3(3)	2	23	有	積・受容	P	なし	41	洋服仕立職人	受容
14	女	35	大	専業主婦	既(1)	32	1(1)	2	35	有	積・受容	IUD	なし	39	技師	受容
15	女	35	なし	サーバント	離(1)	19	5(5)	2	22	有	積・受容	P	なし	55	なし	受容
16	女	36	中	給仕・雑用	既(1)	15	5(5)	3	18	有	積・受容	IUD	情緒	62	無職	反対
17	女	36	なし	専業主婦	既(1)	15	5(5)	3	18	有	積・受容	IUD	なし	47	秘書勤務	反対
18	女	37	高	役場勤務	既(1)	21	4(4)	3	22	有	積・受容	IUD	身体	40	役場勤務	受容
19	女	38	なし	サーバント	既(1)	20	4(4)	2	24	有	積・受容	P	なし	65	門番	反対
20	女	47	大	文部省課長	既(1)	26	3(3)	3	27	有	積・受容	P, IUD	なし	50	電電公社部長	反対
21	女	50	小	夫(門番)補助	既(1)	16	3(3)	2	17	有	積・受容	P, IUD	情緒	70	門番	受容
22	女	53	なし	サーバント	死(2)	NA	4(4)	2	26	無	不要	なし	なし	70	元次官・無職	受容
23	女	58	中	専業主婦	既(1)	19	2(2)	2	24	有	積・受容	P	情緒・身体	70	元次官・無職	受容
24	女	61	なし	子守	死(2)	16	4(4)	2	24	有	不要	なし	情緒・身体	70	運転手	受容
25	男	34	小	便利屋	既(1)	28	2(2)	2	29	有	受容	P	なし	25	美容師	積・受容
26	男	41	なし	洋服仕立職人	既(1)	27	3(3)	1	29	有	受容	P	なし	35	専業主婦	積・受容
27	男	41	小・中退	自動車修理工	既(1)	22	6(6)	1-2	26	有	受容	IUD	なし	39	専業主婦	積・受容
28	男	47	中	門番	既(1)	37	4(4)	2	38	有	受容	IUD	なし	25	夫の補助	積・受容
29	男	50	小	エレベーターマン	離(2)	24	3(6)	3	27	有	受容	IUD	なし	40	専業主婦	積・受容
30	男	70	大	元次官・無職	既(2)	30	2(4)	3	36	有	反対	P	なし	58	専業主婦	積・受容
31	女	25	大	産婦人科医	未	未	未	未	未	有	反対	反対	情緒・身体	未	専業主婦	受容
32	女	27	大	産婦人科医	未	未	未	2-3	未	有	積・受容	IUD, P	なし	未	未	受容
33	女	30	大	麻酔医	既(1)	26	1(1)	2	27	有	積・受容	IUD	なし	34	外科医	受容
34	女	36	大	内科医	既(1)	25	2(2)	2	26	有	積・受容	IUD, 中絶	なし	40	薬局経営	受容
35	女	36	大	産婦人科医	既(1)	25	2(2)	非限定	26	有	積・受容	IUD, P	NQ	NQ	NQ	NQ
36	女	44	短大	保健師	既(1)	22	3(3)	2-3	23	有	積・受容	P	情緒	51	現地オフィスのスタッフ	受容
37	女	75	なし	ダーヤ(産婆)	死(1)	22	4(4)	3	23	有	受容	なし	情緒	未	未	受容

(注) / は非該当、NQは質問をしていない。NAは回答なし。

出所：藤田(1993)

また生存児数との関連においては小学校卒業以下(初婚年齢17.4歳)は生存児数は3.2人であり、中学校卒業以上の生存児数2.3人に比較し、かなり多い。学歴の高さは初婚年齢と順相関関係を示し、生存児数とは逆相関関係を示す。

(2) 子ども数

理想子ども数は、出生率動向に一つの先行指標を提示する。具体的には「あなたご自身が、欲しいと思っている理想の子ども数は何人ですか?」の質問に対し、女性の第1位は「2人」で、24名中17名が回答した。5名は「3人」、2名は「2～3人」と回答した。また「3人」を挙げた者は30代後半以上の者に多い。また男性の回答は、6名の中で2名は「3人」、1名は「2人」、1名は「1～2人」、1名は「1人」である。24名の女性の平均は2.3人、6名の男性は2.1人である。最高値は「3人」であり、最低値は「1人」である。

35歳未満の女性についてみると11名中10名の生存児数は理想子ども数を超えていないが、将来出産の可能数も高い。35歳以上の女性の出生児数は、理想数を上回って多いのは13名中9名であるが、現在は家族計画を受容し、実行している。調査地が都市部であり、住居費、物価の高騰を理由に挙げている。

(3) 家族計画

1) 開始時期

避妊開始時期に関しては、産児制限の意味付けと関連がある。学歴別で見ると、大学卒業者は第1生存児を確認した後、避妊を開始しており、「出産間隔の調整」の目的で実施している。低学歴層は生存児3～5人を確認した後、避妊を開始しており、その後出産をしないことを目的に実施している。また調査対象者の中で結婚直後から第1生存児までは出産の延期を考えていないので、この時期に避妊を開始した者はいない。

エジプト人口保健調査結果においても、高学歴女性の64.9%は第1生存児出産後、避妊を開始しており、本調査と同様の傾向を示している⁸⁴。避妊開始時期は、各個人の産児制限の意味付けと深く関連している。

2) 家族計画に対する態度

女性の調査対象者24名の中で、現在出産可能年齢(15～49歳)にある者は20名である。20名の中で、不妊治療中の1名を含めて家族計画を受容している。また19名の夫の中で14名は妻による回答で「夫は受容している」と答えている。家族計画に反対の夫の中には、その夫婦間に子どもがいなかったり、夫と妻の年齢差が10歳以上である場合が多い。夫の反対により避妊の実施を遅らせた者は1名であり、実施しなかった者は存在しない。エジプトでは、ピルは1962年に導入、IUDは1964年に導入されているが、50歳以上の女性についてみると、出産期避妊知識が普及していない社会状況が十分推測されうる。対象者回答においても「出産期避妊知識がない」と答えた者は24名中2名であり、50代以上である。

⁸⁴ Egypt National Population Council (1989)

男性調査対象者6名においては、全員「家族計画を受容している」と回答している。複婚者、再婚者は1回目の結婚で生存児がいるので、家族計画を積極的に取り入れている。

総じて50歳未満女性対象者は家族計画を受容しており、離別者2名、妊娠、授乳期間の4名を除いた13名は「現在避妊を実施している」との回答である。

3) 避妊用具の選好

調査対象者37名の使用している避妊用具に関する回答はピル、IUDである。女性対象者24名の回答ではピルの服用経験者は11名、IUD挿入経験者は11名であり、その中で2名は2種類経験している。また、ピルからIUDに変更した者は2名である。伝統的方法を回答した者は皆無であったのは、エジプト人口保健調査と類似している。日本で最も普及しているコンドームは9-10世紀にかけてイスラーム圏の医学者により研究開発されていたが、回答例には皆無であり、医療従事者を除いて知識を有している者もない。

避妊知識は普及してきているが、内容において偏りがあると言えよう。避妊用具がピル、IUDに偏りを示すのは、国家政策の多大な影響や文化的要因が考えられる。ピル、IUDは女性が男性に依存しない、女性主導の避妊方法であるが、エジプト社会での浸透性は、エジプト女性の自己防衛を示している。しかしこれらの避妊方法を身体的に必ずしも適合しているとは認識していない。「太る」「胃が痛い」「頭痛がする」等、身体への副作用を訴える者が多い。前述したように避妊具の正確な使用方法に関する知識を有しない故に、望まない妊娠をし出産した事例も多い。

なお人工妊娠中絶はエジプト刑法で禁止されており、1名のみサウディ・アラビア滞在中に手術を受けたとの回答がある。

(4) 老後依存意識

「ご自分の老後、子どもに何を期待しますか？」との質問に対し、「子どもへの老後依存意識はない」との回答者は24名の女性の中で15名存在し、男性に関しては6名中5名存在する。老後依存意識は学歴、所得階層との相関はみられない。また「老後依存意識あり」との女性回答者は24名中9名であり、経済的依存意識を持つ者は2名、情緒的依存意識を持つ者は6名、介護依存意識を持つ者は4名である。男性では、6名中1名が情緒・介護依存意識を持つ。

イスラーム法では、成人男性に自分の家族の中で収入のないものに対する扶養義務を課するが、当然両親や祖父母の扶養も含まれる。扶養に関してはイスラーム法の第1法源であるクルアーンにおいて規定している。規範に抵触した場合、現世での罪を免れたとしても、ムスリムは死後の裁きに対する圧迫感を持つ。当該社会では老親の扶養は必ずしも同居を意味しない。経済的依存意識は2例と少ないのは既に述べた通りである。本来万物は神の被造物であると認識している者が多い。ちなみにイスラーム社会は持てる者は持たざる者を援助する社会システムとなっており、財は神からの委託物であるのでその退蔵を禁止し、たえず還流するように配慮されている。投機や利子の取得が宗教的に戒められていることは周知の通りである。遺産相続の規定は、それぞれの血縁関係の特殊性におうじて、一定の法則に依拠して親族に配分されることを示している。このような固有の社会編成原理を有する当該社会は、人々の老後依存意識にも特殊性が反映されることがえる⁸⁵。

⁸⁵ 社会編成原理については以下を参照。黒田壽郎(1990)35-39頁

(5) まとめ

上で述べたように当該社会の民衆に強い影響を残してきたのは、15世紀にわたり機能し続けてきたイスラームの社会編成原理である。それは時に歪曲され、一部の機能が停止することがあったとしても、とりわけ民衆レベルで現在まで存続しているのである。利子や退蔵の禁止、労働に基礎をおく財の創出、貧困者に対する援助など、イスラームの教えを基本とする生の営みのさまざまな規定は、この地域に独自の社会生活のネットワークを構築してきた。調査対象者の中に、「生活が苦しい」「生活の質を高めたい」などと経済的理由を述べるものが非常に多い。給与所得外の収入を得るためにアルバイトで多忙をきわめる人々の生活は困窮しているが、伝統的に作り上げられた社会生活のネットワークが今日に至るまで存続し、機能していることは前項の分析からも明らかである。

厳しい社会経済状況のもとで家族計画の実行に際し、文化的背景が個人の思考、行動にどのような影響を与えているのだろうか。イスラームでは持てる者は持たざる者を援助する社会の構築が当然であり、そのシステムはザカート(喜捨)、サダカ(慈善)などにも表れている。ムスリムには経済生活、日常生活における互助が義務づけられている。特に最低生活維持のためのさまざまな共同体的営みとして貧困者への施し、食事等の振る舞い、心づけ、断食月の料理、衣類などの供与がある。既に述べたように財は神からの委託物なのである。

ここで問題なのは、この社会的ネットワークが一つの生体のように有機的なものである。現実では施しは相変わらず実践されているが、人々は物質主義への傾斜が進展している。貧困層は生活に追われて余裕が欠落し、一方、富裕層も「自己中心主義」の助長などにより隣人への配慮が欠如するようになっている。家族、親族間の絆が緩み、自己の生活の向上と同時に自己の分配の増大を志向しているとも言える。物質主義が浸透すれば、このような社会システムは停滞する危険性を孕んでいるものの、ネットワークは健在であるといえる。貧困の中をたくましく生きる低所得階層の者には、日々の生活維持の観点からも産児制限は切実な問題である。

次に生活維持が可能である場合、家族計画に関しての可否はどのように考えられるのだろうか。筆者の調査においても結婚、出産などは女性の通過儀礼と認識されており、子どもを出産して初めて一人前との意識が極めて高い。常に結婚、出産をセットで考えており、当該社会の女性の心性には、子どもを持たないという選択肢はなく、むしろ子どもの数を何人にするかという選択肢に反映されている。イスラームでは神は男と女を創り、子孫を産み育てるために、男女それぞれに相補的に役割を決め、男女が生活を共にし子どもが生まれるとしている。女性であれば結婚、出産を当然のことと認識する姿勢が人々の間に定着している。また婚外性交はイスラーム法で禁止されている。現実には皆無であるとは断言できないまでも、調査対象者のなかにもそれについて陳述する者は存在しない。

政府の家族計画推進策に対しては、「子どもの数を政府がきめるのには反対」等、積極的に賛意を表明していない者も6人に1人の割合で存在する。反対者には「イスラームでは数の制限を否定している」とした者もいる。家族計画に対するイスラーム教義解釈の認識に関しては、「教義が家族計画に反対している」と考えている者は調査対象者の約3分の1存在する。反対との回答者も「避妊はマクルーフ(忌避される行為)である」という認識の前提に立てば、経済的理由などで家族計画を実行しているものが多いことも頷ける。

ともかく伝統的な価値観を保持する当該社会において、この共同体をいかに維持するかが、彼らにとって重要な点であろう。人口を増やせば、共同体全体として環境、資源を維持する事が出来なくなる。イスラーム的観点に基づいた共同体は、人類の公共性および公正に立脚した共生の原理が機能している社会であるといえるであろう。次節においてカイロ会議および西欧的価値観への民衆の反応について述べたい。イスラーム世界に生じた現象を単なる事情論にとどめないで、イスラーム性を介した解釈を行う必要があると考えられる。

4 - 2 国際人口開発会議(1994)における民衆の対応

4 - 2 - 1 カイロ会議の概要

カイロでの国際人口開発会議(以下カイロ会議と記す)開催にあたっては、ニューヨークにおいて3回の準備委員会がもたれ、そこで討議された内容の一部、すなわち家族の多様性の容認および人工妊娠中絶を含む出生調節手段に対し、エジプトをはじめイスラーム世界の人々は激しく抵抗した。ブカレスト、メキシコ会議と対照的に人口増加抑制などの国家的なマクロ的視点が大きく後退したのは、『行動計画』⁸⁶の中で、人口政策、出生率という単語がほとんど使われていないことに示唆的である。この会議はフェミニスト・アプローチともいわれたように、妊娠中絶問題とリプロダクティブ・ヘルス/ライツの定義について大論争が展開された。とりわけ前者はバチカン、イスラーム諸国が抵抗を示し、その妥協策として、『行動計画』第2章原則の前文に「各国がその主権によって実施する」を挿入して、合意文書としての決着となった。つまり妊娠中絶は家族計画の手段としては促進されてはならず、各国の立法によって決められるべきものとされた⁸⁷。またリプロダクティブ・ヘルスについての定義は「人間の生殖システム、その機能と(活動)過程のすべての側面において、単に疾病、障害が少ないというばかりではなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあること」と規定している。家族計画に関しては「子どもを産むか産まないか、いつ産むか、何人産むかを決める自由を持つこと」を意味し、「男女とも自ら選択した安全かつ効果的で、経済的にも無理がなく、受け入れやすい家族計画の方法、ならびに法に反しない他の出生調節の方法についての情報を得、その方法を利用する権利を有する」と述べられている。

家族の多様性に関しても、準備委員会からの懸案事項であった。バチカン・中南米のカトリック諸国は婚姻をした夫婦と子どもからなる家族を普遍的家族としているが、欧米は多様な家族に現実的対応の必要性を主張していた。国際家族年の文書においては「既存の結婚という概念が変化しつつあるのみならず、結婚していない何組かのカップルの同居、同性どうしの同居、片親の家族なども増加傾向にある」⁸⁸等の合意が既にあり、カイロ会議においてもそれに準拠してすべて家族として認めた。この同性愛者や同棲を容認するかのような表現に対してはイスラーム諸国側の抵抗があ

⁸⁶ 『行動計画』に関しては United Nations (1995) 外務省監訳(1996)を参照

⁸⁷ 阿藤(1994b)12-13頁

⁸⁸ 国連広報センター(1994)113頁

り、部分的に修正された⁸⁹。カイロ会議の『行動計画』では「様々な形態の家族が異なる社会的、文化的、法的、政治的システムの中に存在する一方で、家族は社会の基本単位であり、従って家族は、包括的な保護と支援を受ける資格を有する」と規定された。

以上カイロ会議では、過去2回の会議における人口増加抑制の観点は大きく後退し、生活のあらゆる側面の中での女性の地位の向上および女性のエンパワーメントが強調されている。阿藤は「妊娠・出産についての女性の決定権の確立が人口・開発・環境問題の解決にどのように役立つのか、いくぶん説明不足である」と指摘している⁹⁰。このような見解は、現在直面している問題が複雑化し、人口論における数値分析では解決できない領域に、達していることを示唆している。

4 - 2 - 2 エジプトの動向

エジプトにおけるイスラーム側の動向について、カイロ会議開催前の状況から触れてみよう。カイロ会議開催に抵抗を示したのは、開催を暴力という手段でもって阻止しようとしたイスラーム過激派だけでなく、エジプトの一般民衆の大部分も強力な反対を示した。アズハル・イスラーム研究所は『行動計画』案を検討し、その結果1994年8月4日、当時のアズハル総長ガーディル・ハック・アリー見解として、草案に対し以下のような反対声明を提示した。「『行動計画』案は多様な家族、婚姻の範囲を越える人々の性関係、妊娠中絶の権利、若者の性行動の権利を規定する多くの条項を含む。イスラーム法での規定の枠組みを越える妊娠中絶、法律婚の枠外での同性愛者、異性愛者を認めようとしており、啓示宗教の尊い価値観を変えようと意図している。それらは性感染症の蔓延を引き起こす原因ともなる」として反対したのである⁹¹。

会議開催に関して、アフラム紙はいずれも厳しい論調の記事を掲載している。同紙に寄稿しているイブラーヒム・ナフィーの一文に触れてみよう。

「準備会議での草案はイスラームに対する陰謀であり、ムスリムおよび人類を破滅に向かわせるものである。我々の指導者は、外国勢力の残虐な意図に、快く服従しているという意見もある。以下この論点を要約する。

- a. 人口問題解決において、宗教および文化的価値観に抵触する場合はカイロ文書は何ら拘束力を持たない。
- b. 人口問題は南北問題である。北側には家族計画をはじめとする出生抑制手段が浸透して、その結果、労働力不足が生じている。それにもかかわらず、南側に人口抑制を強制している。北側は南側のマーケットにもっとアクセスすべきであり、それは人口問題解決の基本的要請である。
- c. 家族計画の必要性は認めている。人類が生存するために水、食糧、資源、環境問題との関連は必ずしも楽観できるものではない⁹²

⁸⁹ 阿藤(1994b)7頁

⁹⁰ Ibid., p. 14

⁹¹ Al-Akhar (1994) pp. 564-567

⁹² Nafie, Ibrahim (1994) "Full of Sound and Fury", *Al-Ahram* 1-7 Sept.

過激派においても家族計画そのものについて反対する動きは殆ど観察されない。過激派はカイロ会議の『行動計画』案がイスラーム法に抵触することについて、強力に抵抗したが、その背景にはこの問題を巡る大国支配に懸念を抱く人々の反発があることも否めないだろう。

このような状況のもとで開催されたカイロ会議において、ホスニー・ムバーラク大統領は、イスラーム国家における統治者の正当性を織り込んだ演説を行った。「何が正しいか、正しくないかを神の法の原則のもとに判断し、平和と人間の尊厳を維持できる人間の協約を作成することに尽力しなければならない。(略)宗教と科学、精神と物質、近代化されたものとそうでないものとの間の調和のとれた満足感なくして、平和・安全・幸福の認識はあり得ない。それらは神の法や宗教上の原則と一致したものでなければならない」⁹³。つまりイスラーム法に照らして社会理念を追求する活動に応じて、人々は統治者の忠誠度を認める⁹⁴。当然それを考慮した演説になったのであろう。

政府間会議でカイロ文書がほぼ合意に達した9月12日、当時のグランド・ムフティー、サイイド・タンターウィーが政府間会議と並行して開催されていたNGOフォーラムにおいて講演した⁹⁵。

- a. クルアーンやハディースには家族計画の適否に関して、絶対的な判断を下していない。家族計画は神の意志によって決められた運命に違反しない。
- b. ムスリムの医師が用いる近代的手段による避妊はイスラーム法に反しない。
- c. 妊娠中絶が認められるのは、母体が危険な状態のときに、ムスリムの医師の判断により可能である。政府間会議においてボスニア問題が提示されたが、レイプされたときは、妊娠4カ月以内であれば中絶することが可能であるとするイスラームの法学者の見解がある。
- d. 開発とは生産性の増大を意味するが、母体の保護および家族が貧困に陥らないように、社会における個人の福祉も非常に重要な観点であり、公正な社会の繁栄につながるよう努力することが肝要である。

以上の要旨は1988年のタンターウィーのファトワを踏襲するものである。ボスニアにおいて発生したレイプ問題については、バチカンは妊娠中絶は容認しないと発表していた。タンターウィーは入魂前の胎児であれば、妊娠中絶を容認するとの見解を付加している。つまり彼は『行動計画』がイスラーム法に準拠したものであることを表明したのである。

総じてカイロ会議は基本的な諸価値が衝突した会議でもあった。とりわけイスラーム世界の人々の会議に対する抵抗は、「中絶権」および婚外性交を容認する「多様な家族の認知」などの反対ばかりではなかった。問題は、根源的な世界観の違いに立脚しているのではなからうか。イスラーム世界には西欧近代国家とは異なり、共同体(ウンマ・イスラミーヤ)、国家、個人の概念が現在まで確立している。イスラーム国家は、イスラーム法を国家運営の基礎としている⁹⁶。それを国家の長

⁹³ 藤田(1994b)52-53頁

⁹⁴ 真田(1992)87-101頁

⁹⁵ 藤田(1994b)53頁

⁹⁶ 真田(2000)207-252頁

が認め、実行しない限り、国民は彼を支配者として認めないのである。イスラーム法においては、出産計画は元来、国家の関与する問題ではなく、個々の夫婦の選択事項とみなされていた⁹⁷。つまり個人の生き方に基づくものである故に、ウンマ、タウヒードとの共鳴関係が存在するのである。自己の生き方そのものを、社会的な営みに反映させる。つまり行為規範と現実行為の一致を目指す思考および行動は、イスラームの根本原理に基づくものである。信徒は魂の救済を図ると同時に、イスラーム共同体のあり方に責任を負う社会的連帯性の中に生きなければならない⁹⁸。

一般民衆の大部分はイスラームの観点からと同時に社会的善、正義、価値観に反するものとして会議開催に抵抗を示したのである。ムスリム同胞団等いわゆる「原理主義者」にも、家族計画を否定する態度はほとんどみられないが、南部での劣悪な生活状況等の観点から検討すれば、南部での外国人観光客等へのテロリズムは会議開催の妨害をアピールし、ムバーラクの国際的評価へのダメージを与える効果を意図したものであろう。

民衆が反発したカイロ会議においてみられた西欧的価値観について一瞥しよう。例えば産む、産まない自由を女性の自己決定権と考えるフェミニスト・グループは、妊娠中絶を以下のように位置づけている。女性の自己決定権を基本権と考えるフェミニスト・グループは胎児を常に人間以下の物体とみなし、生活の質を追求する観点から、妊娠中絶は常に可能であるとする。これは西欧における個人主義、合理主義に基づく論理と考えられる。個の確立、解放を重視する西欧的論理においては、個が社会の中で突出している。そもそも西欧の法体系は、個の絶対性を確立していく過程において、共同体性を徐々に排除する結果を生んだ⁹⁹。そこでは自然にたいする絶対的支配者として人間の生の営みを優先させる傾向が助長された。そして精神と肉体を分ける二元論のなかで自我は認識され、精神は優位におかれる。男女の不平等はルソーの著作などからもあきらかであるが、そこには西欧における性差別思想および性と生殖を含む身体を軽視する思想の礎ともなっている¹⁰⁰。

以上カイロ会議開催をめぐるエジプトの動向について概観し、当該社会における善の観点、つまり社会的コンセンサスについての検討を試みた。会議での「争点」は、政府対国民あるいはその一部との対立ではなく、フェミニスト・アプローチあるいは西欧中心主義的価値観と、敢えて言えば、むしろ中東イスラーム的価値観との、対立であり、拒否なのである。ムスリム同胞団等いわゆる原理主義者といわれる人々の拒絶反応として片付けるような単純化は、問題の本質を見失う元になるであろう。

⁹⁷ Musallam (1983b) p. 142

⁹⁸ 真田(1985)13-15頁

⁹⁹ 例えば、戒能通厚(1996)9-15頁を参照

¹⁰⁰ ルソーは『人間不平等起源論』の中で男女の不平等を肯定している。

5. 経済問題との関連

5 - 1 エジプトの経済状況

ナセル時代に恩恵を被った中流階級の生活水準は低下し、下層階級との格差を縮めている。雇用問題を例示すれば、ナセル革命以降、教育の充実を図り、とりわけ大学教育にも力を注いできているが、大学新卒者に雇用の場を提供することができなくなっている。その上、形式上は被雇用者であるが、事実上の不完全就業者が600万人にも達し、その大多数はエジプト南部に居住している¹⁰¹。当然生存賃金すら確保できないほど生活状況は劣悪化していることはいうまでもない。過激なイスラーム原理主義者が南部を本拠地として生活していることに鑑みて、劣悪な生活状況の改善に取り組むことは政治的な急務である。したがってこれは単にイスラーム過激派の宗教上における教義上の相違から派生する問題とみるのは本質を見失いかねない。当然のことながら、これは政治的に早急な解決を必要とする重要課題なのである。

国際情勢をおしはかって、大国への従属か、否かを決定する主要因は経済の自立化が基本的な問題となる。このような状況下でムバラク政権は内部からの強い批判にさらされ、国際的にも中東の盟主としての誇示が必要な立場に置かれていた。既に言及してきたように家族計画を積極的に推進してきたエジプト政府は、国際社会での発言権確立のためにもカイロ会議開催が必須であったのである。この章では逼迫している経済状況に触れてみたい。

中東世界は近代以降、ヨーロッパ列強の植民地支配を余儀なくされてきたが、エジプトもナセル革命においてその支配からの完全独立をなすうままでは列強への従属を余儀なくされざるをえなかった。このような歴史的経緯からも明らかではあるが、冷戦構造の崩壊、湾岸戦争、イスラエル問題等における欧米、とりわけアメリカの介入が顕在化しており、人々は大国支配を極度に警戒しているのである。

ナセルは、人々の生活水準の上昇や貧困からの脱出を図り、改革に着手した。しかしながら数年に一度の割合で発生するイスラエルとの間の中東戦争は、戦費を増大させ、自国の経済を圧迫したのである¹⁰²。サーダートはナセルの国家社会主義から開放政策への政策転換を行った。第1に経済の公的部門から私的部門を重視する移行の政策を行ったが、一方では公企業の数を増大させ、政治家や官僚の私物化を促す結果となった¹⁰³。第2にこの開放政策は、先進諸国およびそれらの企業からの投資を期待するものであった。税金を中心とした対外的な優遇政策を採用したが、海外の民間企業からの投資はほとんど実現せず、西側政府、国際機関からの援助がほとんどであった¹⁰⁴。

このような援助が閉塞状態にあったエジプト経済を潤したのも事実であったが、アメリカの積極

¹⁰¹ Giugale et al.eds.(1996)p. 2

¹⁰² Kerr et al. eds.(1982)

¹⁰³ Hopwood(1985)pp. 108-109, pp. 130-132

¹⁰⁴ Ayalon ed.(1991)p. 323

的経済援助は、軍事援助と抱き合わせの政治色の強いものであった。それは以下の2点に特徴づけることができる。第1点はイスラエルに対してエジプトの政治的立場を軟化させることによって、中東地域の勢力構造を変える結果を伴った。第2点はエジプトに対する財政援助、軍事援助を介してエジプトを自国市場に組み入れ、その影響力の拡大を図ったのである。このようなアメリカの財政援助は第4次中東戦争直後の1973年から顕著となった¹⁰⁵。

ところで1970年代ではオイル・ブームの影響によって、湾岸諸国への出稼ぎ労働者からの送金、石油輸出品などで、多くの資金をインフラストラクチャーの整備に投入することができた。とくに建設部門が活性化されたのである。

1980年代後半に入ると、世界的な不況がエジプト経済をも直撃し、債務の利子支払いにも困難を極めるようになった。こうした状況下のエジプトに対し、アメリカが要請したのは、構造調整と経済再生プログラムである¹⁰⁶。経済危機に対処するために、IMFと世界銀行が貸与したのは構造調整融資である。財政赤字、対外債務の解消、国際収支赤字の解消をはじめとするマクロ経済の成長と安定を意図する構造調整は、改革プログラムの実施により、資金援助を行い途上国の財務内容の改善を図るものであった¹⁰⁷。例えばアフリカ諸国においては、1970年代の中葉から約10年間で債務が急激に膨張し、債務総額がGNPと匹敵する規模まで達した。例えば1975年ザイールは債務不履行宣言を行ったが、約束された改革プログラムが予定通りはかどらない場合は融資が停止された。さらに構造調整プログラムの前提には複数政党制の導入などがあり、政治体制にも大きく影響を及ぼしている。IMF、世銀および欧米は債務に苦しむアフリカ諸国の政治経済体制を大きく変化させ、彼らの方針に沿った市場経済化や「民主化」が否応なく促進されることになるのである¹⁰⁸。

IMFや世銀は融資を受けざるを得ないエジプトに対し、債権者主導の構造調整プログラムを義務化したのである。自由貿易の推進により、エジプト・ポンドの実勢価格評価等の施策、為替規制や貿易障壁の除去は、輸入の増大、闇ドルの横行をもたらした¹⁰⁹。アメリカの対外援助のなかでイスラエルについて2番目に多いエジプトは、1975年から1985年の10年間にその援助額は87億米ドルとなり、その結果1990年に入るとエジプトは世界最多の累積債務国となったのである。この債務はアメリカばかりではなく、湾岸産油国および西ヨーロッパ諸国からの融資も含まれるが、1991年の湾岸戦争終結時には500億米ドルにまで増大していた。この債務の3分の1は、湾岸紛争とそれに次ぐ戦争で多国籍軍に参加したことにより、アメリカとサウディ・アラビアによって免除された¹¹⁰。また先進7カ国からの債務200億米ドルは18ヵ月間の改革プログラム実現を条件に、1994年までに2分の1を免除され、IMFも帳消しにした¹¹¹。アメリカがエジプトへの債権を放棄したのはそれなりの根拠があったためであり、1975-1985年におけるアメリカの投資額90億米ドルに対し

¹⁰⁵ 黒田美代子(1998)56-57頁

¹⁰⁶ Ayalon ed.(1991)p.296

¹⁰⁷ 加藤他編(2001)230頁

¹⁰⁸ Ibid., pp. 230-231

¹⁰⁹ Harik(1997)pp.109-132

¹¹⁰ Rodenbeck(1991)

¹¹¹ Richards et al.(1996)pp.225-227

て、石油部門投資が95億米ドルを上回る利益を生じていたなど、エジプトに対する相応な利益を得ていたからであるという。またアメリカが現在エジプトに対して行っている援助総額は20億米ドルで、経済援助は8億米ドル、軍事援助は12億米ドルとなっている¹¹²。

このようにアメリカの被援助国であるエジプトは、湾岸戦争直後に債務免除を受けたが、その後も構造調整を受け入れざるをえない。公企業の民営化が遅い速度であるとしてIMFは、再度エジプト政府に対し民営化促進、輸出奨励、外資誘致、基盤改革の達成を要請している。1998年世銀は、保健部門の整備、港湾部門の改革、東デルタ地帯の開発農地への入植の促進、公害対策の四つのプロジェクトに対し、融資を行っている¹¹³。

現在エジプトではIMFの構造調整プログラムが進行中であるが、とりわけ公的部門である銀行、保険、通信、製薬部門の民営化が推進されている¹¹⁴。保険部門の80%が四つの国有企業で占められ、残りの20%は国とアメリカ企業とのジョイント・ベンチャーとなっているが、民営化に移行された場合、そこで雇用されている1万4000人の処遇が国内での大きな関心事となっている¹¹⁵。地方での保険業務は公企業であったが故に発展したが、民営化された場合この分野の発展はあるのだろうか。外国資本による保険業は、効率化を優先して人員削減につながることを考えられる。民営化が進行している銀行、製薬、通信部門においても、高度に熟練した技術者や専門知識を持っている者を除いては、雇用創出はなんら期待できない。

次にエジプトの失業問題に言及してみよう。世銀の報告書によれば、1994年度におけるエジプトの失業者は総労働人口の17%、280万人であるといわれており、不完全就業者はその倍以上存在することは上で述べた通りである。政府は毎年の大学新卒者40万人と既存失業者の就業のために、10年間で毎年70万人分の雇用を創出しなければならない。試算によると、これを達成するには、GDPで44%の成長率が必要である¹¹⁶。財政赤字に加えて構造調整が失業者を増加させている現状では、新しい雇用の創出は限られているといわざるをえない。

以上開発の文脈のなかで、経済的發展をとげていないエジプトについて一瞥した。構造調整政策が新たに創り出す社会構造は、一部の富裕層には有利に機能し、そこからの税収の増加などにより、政府の財政状況は一時的に改善される。他方では生活必需品に対する政府の補助金でかろうじて生活を維持してきた貧困層は、補助金の削減や、品質の高いしかも安価な輸入品の流入などにより、競争力に欠ける国内産業の衰退などによって、困難な生活を強いられる。つまりIMF、世銀および先進国主導の開発政策は、改革の構想と国内経済の実体との乖離をあらわしている。そのような厳しい状況の中で、人々が遅く生活するのを可能にしているのが、インフォーマル・セクターなのである¹¹⁷。

¹¹² Hewedy, Amin (1998) "A Burden Greater than Debt", *Al-Ahram* 16-22 April

¹¹³ Posusney (1997) pp. 218-219

¹¹⁴ Wahish, Niveen (1998) "Indicators of <Robust Health>", *Al-Ahram* 20-26 August

¹¹⁵ Essam El-Din (1998) "Insurance follows Banks on Privatisation Track", *Al-Ahram* 28 May -3 June

¹¹⁶ GDPの成長率は4.0%(1998年現在)

¹¹⁷ 「市場の失敗」を補完するNGO的な役割が必要とされているので、わが国からの援助にもその観点に立脚したパートナーシップが求められると考えられる。

5 - 2 シリアの伝統経済

中東の経済分析に当たり指摘すべきことは、在来の公的機関の発表する統計指標が全体の経済活動を把握するうえで充分ではないという点である。たとえばシリアにおいて政府が把握しきれないインフォーマル・セクターは50%を越えているという事実がある¹¹⁸。他の文化圏に属する地域でのインフォーマル・セクターは、資本主義的活動の裏側にあたる闇経済、中古品、二流品をめぐる経済活動であるが、当該社会におけるそれはフォーマルに対し、政府が把握しえない部門と意味づけられている¹¹⁹。資本主義経済の移入以前、公的であった伝統経済は、交渉に基づき、需要ベースを特徴とし、価格ベースを優先としない経済である。ところでエジプトは資本主義経済のもとでの雇用創出がほとんど不可能に近い状況にあるが、伝統経済は比較的雇用促進に有効な手法なのである。効率化、あるいは経済成長などが優先される資本主義経済に比べ、伝統経済は常に人間主体の経済、つまり財の還流を優先させる経済であり、財の集中を回避し、広範に財が人に還流されるようなシステムなのである。したがって独自の条件を前提とする伝統経済と資本主義経済との共存は、容易ではない。

エジプトとシリアの経済状況の相違についてみると、エジプトの場合は外部により計画された改革の構想と、内部経済の実体との間の乖離が、人間の基本的生存にかかわる生活基盤を崩壊させる傾向がみられる。地域の社会的、文化的伝統とは関連性のない開発プログラムの実施により、人々の貧困が深化しているという事実は看過できない重要な点である。シリアにおける民衆の生活の大半は伝統経済に依拠している。低収入にもかかわらず、なんとか生活を保持してきた過去の諸制度の中には、外発的なシステムでの代替を不可能にする、ある種の効用が存在するのである。このような内発的なものの活用こそ、存在するさまざまな問題を克服する一助となっていると思われる。

エジプトの完全開放型経済とシリアにおける限定的自由化は異なった様相を示している。黒田美代子は、中東地域における伝統的部門の重要性を指摘し、シリアにおける綿密な調査を『商人たちの共和国』のなかに収めている¹²⁰。ここで簡単に紹介してみよう。

インフォーマルな部門は資本主義の浸透の結果、背後に押しやられた伝統的な経済活動であるが、政府の監督、規制から逃れるようなさまざまな制度、組織性を構造的に有しており、シリア経済活動のなかでも半分以上の位置を占め、固有な独立状況にある。フランスの植民地統治、1946年の独立以来、社会主義政権の下でも、伝統経済は衰えることをしらないばかりでなく、現在低調な公的部門よりも、対外貿易部門では顕著な活動をしている。完全開放型と限定開放型の相違は、この部門を積極的に活用するか、否かの見解の差異に依拠する。

このインフォーマルな部分が結果的に保護されるようになった理由は、以下のような理由である。第1に自ら備えている伝統的な英知を活用せずには、成功は収められないという信念を、伝統の中で

¹¹⁸ インフォーマル・セクターに関する統計は以下を参照。Ministry of Labor and Social Affairs (1996)

¹¹⁹ 黒田美代子(1999)36-37頁

¹²⁰ 黒田美代子(1995)

人々が培ってきた。第2に伝統経済は、政府の特別な財政的支援もないまま、自律的に自ら発展しながら存続してきた。現在恒常的に財政赤字に悩む政府を擁護する専門家は、税の納入という面で国家に直接貢献しないインフォーマル部門のフォーマル化を示唆している。しかしながら経済力において負荷を背負う途上国の、マイナス部分を補っているのが、この分野であるのは明らかである。貧困層の最低生活を支えるのはまぎれもなくこの分野であるが、多くの場合政府側はこの分野をフォーマル化する試みをしている¹²¹。

限定的開放型のシリアの場合は、伝統的なものの擁護と近代化の必要性が混在しており、急速な近代化は望み得ないにせよ、慎ましやかな経済生活ではあるがそこでの安定が維持されている。極貧層は極めて少なく、民衆の生活は安定しているのである。

¹²¹ Singerman(1997)を参照

おわりに

以上人口問題に関する一般的なアプローチと、中東イスラーム世界におけるその適用の実態、ならびに現地の人々のそれにたいする反応の特殊性について検討を加えた。ところで専門家たちがよく口にするのは、この問題に対する人々の関心の異質性である。社会的問題としての人口抑制の意義、そのための家族計画の必要性等、それはさまざまな文化圏で比較的容易に通用するが、この世界では外側の既成の論理は簡単に流行しないようである。それには確たる理由が存在しているが、これを説明するためには文化的な組成の相違を指摘せざるをえない。既に簡単に触れたが、イスラーム文化は、他のそれに比べて(とりわけ現在進行中の現代文明の場合に比べて)極めてアナログ的であるといいうるであろう。この問題は、厳密に議論するならばかなり多くの紙数を要するので、ここでは簡単に類比的な説明を行っておくことにする。

人口問題との関連で先ず重要なのは、社会観の問題である。歴史的には決してこの限りではなかったが、現代社会において個人は、個人として社会的に独立の単位である。しかし伝統的な社会、とりわけイスラーム社会においては、個人はあくまでも家族の中の一員にすぎない。生まれてから死ぬまで、個人は家族という基礎単位の一部である。個人は両親の息子、娘であり、この属性は終生変わらない。家族は同じ権利を共有する、数人の構成員からなるモザイクの集団のようなものとしてではなく、例えば両親にとっては息子であり、妻にたいしては夫であり、息子、娘にとっては父親であるような、属性の異なる異質の者の補完的な関係を分かち合う構成員のアラベスク的な集団である。共同体の基本的単位が個人であるか、家族であるかは極めて重要な問題であるが、この差異はさまざまな文化の相違を示すには重要な点である¹²²。性差をなくそうと試みる傾向が強い現代文明のモザイク的な価値尺度は、AとBを等質な者とすることによって、差別を払拭することに努める余り、両者の差異について熟慮しない傾向を強めてはいないであろうか。将来生まれてくる子どもをどこに位置付けるかという問題は、既存のわれわれがなじんでいる考えと、イスラーム世界の考え方の基本的な相違を明らかにしてくれるであろう。子どもが生まれる場合、その子どもが個体そのものであるか、それとも他との連結手を持つ存在であるかという認識の相違は、子どもにたいする対応に質的な相違をもたらすのである。

共同体を同質、同型のモザイクからなる集団と認識するか、異なった部分の総合からなる基本的なデザインの集合体と見るかは、異質の文化、とりわけイスラーム文化を認識するさいに基本的な事柄であるが、この問題がいかに文化の細部に浸透しているかを示すために、この世界の伝統的な経済活動の特質について言及するのも効果的であろう。

ここで人口問題とは直接には関係はないが、女性労働において極めて重要な概念であるアンペイド・ワークについて分析を加えることにしよう。その結果は人口問題における、イスラーム世界の独特な視角の由来を明かしてくれるであろうからである。われわれの生活に深くかかわる労働のひ

¹²² 黒田壽郎 (1998)32-38 頁

とつである、アンペイド・ワークという語が日本で注目されたのは、1995年北京で開催された第4回世界女性会議以降である。北京女性会議の行動綱領において、アンペイド・ワークは、二つの領域があるとされている。一つは、労働統計などに含まれる経済活動とみなされながら過小評価されている労働、もしくはそのようなものと把握されていない労働、つまり自営業における家族従業者による労働などである。もう一つは家庭内や地域で行う子どもや高齢者へのケア、家族の食事の準備、ボランティア活動などの各種共同体のための無償労働である¹²³。

ペイド・ワーク、アンペイド・ワークを考えることは、生活の営みに対価としての貨幣に置き換えることを前提としている¹²⁴。貨幣との交換価値を前提とすれば、ペイド・ワークはアンペイド・ワークより優位であるとされるが、これはとりわけ19世紀から加速された資本主義の進行により、貨幣による換算が優先され、それに伴ってヒト、モノ、労働の商品化が急速に進行した。

ところでアンペイド・ワークにはシャドウ・ワークという類義語があるが、それらの違いは何であろうか¹²⁵。イヴァン・イリイチは後者を、産業社会の発展につれて、市場経済を経由しないで存在する概念であるとしており、「産業社会が財とサービスの生産を必然的に補足するものとして要求する労働」つまり「賃労働を補完する労働」であると定義している。ただし、この「補完」という意味の取り方によって、この語は限りなく前者と等しくなる。しかし問題は有償、無償の境界であるペイメント自体にある¹²⁶。ともかく市場労働とは、財を生産したり、サービスを提供したりした代償として、賃金というかたちで代価を受け取る労働を意味している。これに対してシャドウ・ワークの代表である家事労働は、賃金取得者にとって欠かすことができないものであり、その労働を補完するものでありながら、それが家庭内で行われるため代価を期待できないという特徴を持っている。

人々の価値観を変化させた市場化は、家庭内においても経済的分断を行った。それまで対等であった男性の労働と女性の労働は、貨幣化の原理の確立によって、賃金を受け取る者と受け取らない者の区別を生み、一般的に男性の労働を優位としたのである¹²⁷。資本主義以前の家内産業の段階では、具体的な生活費を稼ぎ出す労働と上述した賃金の形では成果が現れない種類の労働とが存在するが、両者には分け隔てがなく、緊密なまとまりをもって共存していたので、当然その価値はすべて価格で示されるようなことはなかった。アンペイド・ワークに関する議論が説得力に欠ける点は、人間の仕事すべてを、労働の報酬の支払いへと価値転換している点にある¹²⁸。人間の生存にとって価値ある仕事を、すべて報酬を期待する労働に還元するという考え方は、適切な解に導くものであろうか。

¹²³「北京宣言及び行動綱領」は総理府男女共同参画室(1996)による。

¹²⁴ ボランニーは「人間の経済は人間同志の社会関係、すなわち地域のコミュニティーの中に埋め込まれている。近代化とともに経済が市場経済として社会から離床し、逆に人間社会が経済システムのなかに埋没するような状態が現出する」と述べている。

¹²⁵ Illich (1981) 玉野井他訳(1982)205-221 頁

¹²⁶ 黒田美代子(2000)194-195 頁

¹²⁷ 藤田(2000)73-76 頁

¹²⁸ 黒田美代子(2001)66-67 頁

ところでイスラーム社会では、この問題はどのように解釈されているであろうか。まず家族はイスラーム社会の最小単位であり、父親、母親、息子、娘はそれぞれ異なった役割を有している。各成員の調和ある生活の枠組みを創り出すための家族は、給与取得のための労働だけを意味ある労働とはしない。家庭の内部における労働もまた、家族を単位とする労働の一部として正当に評価の対象となるのである。例えば夫の給与所得は、彼だけのものという分離、切断されたものではなく、家族全体に属している。

また妻の家事労働は、家族の内部では贈与の原理に基づいて評価される。家庭は有機的な単位として、ある一つの経済の様式、とりわけ交換経済の原理にとらわれない、細分化されることのない有機的な全体として存在している。贈与の経済システムにおいては、「生活費獲得のために外で働く夫に対するいたわり、愛情等は積極的に評価される」としている¹²⁹。ここでは良き妻、良き母であることが自然に推奨されるが、このような夫と妻の関係は、単純な交換価値に転換されるものではない。このようにゲマインシャフトの強い社会は、習慣、約束事、家族内の愛情、友情などを貨幣との交換に属さないものとして擁護しているのである。

前章で検討したように、中東世界には現行の資本主義におけるような経済発展を、真の社会的発展とはみなさず、むしろそれがもたらす矛盾を根本的に規制しようとする社会システムが存在する¹³⁰。例えばイスラーム法に依拠して、財を必要以上に蓄積し、それを権力の源泉とするような経済行為を志向することに歯止めがかけられている。財の退蔵や利子の禁止などは、その一部にすぎない。従来の開発政策においては、このような社会システムが後進性の証とされてきた。しかし植民地時代からの経済的低位から脱却しえず、劣化し、活気を失ったこの社会を支え続けてきたのは、実のところこの伝統的な社会システム、経済制度なのである。人口問題の解決に当たっても、人々の発想の根源は、新しく外側から与えられた思考法、ライフ・スタイルの所産ではなく、歴史的に彼らの生活の実質的な維持、存続に貢献してきた、伝統的な観点にあるのである。

既に指摘したように、中東イスラーム世界には、人口抑制を望む国、その必要がない国、人口増加を望む国等さまざまである。そもそもヒトやモノの差異的側面を重視するこの世界は、世界の貧困、社会的窮状を解決するために、子どもの数の制限を先行させるという論理は通用し難い地域であろう。物事の判断、決定に当たって先行するのは個人、家族であり、国家の命令などは他の文化圏に比して最も軽んじられる傾向が強いのも、この地域の特性である。ただし中東イスラーム世界でも、さまざまな国々は周囲の環境に応じて独自の政策を講じている。例えばエジプト現行刑法は妊娠中絶を禁止しており、これに違反したときは妊婦ならびに施術者は処罰されるが、母体が危険な場合は認める旨規定している¹³¹。一方チュニジア、トルコにおいては初期中絶は妊婦の要請のみで無条件に認められている。チュニジアにおいて5人以上の子どもを持つ女性に対して、妊娠中絶

¹²⁹ Hoodfar(1996)pp. 27-50

¹³⁰ Baqir-s-Sadr(黒田壽郎訳(1993))を参照

¹³¹ Lane(1997)pp. 208-236

¹³² Tieze(1983)p. 25

を容認したのは1965年であり、1973年には妊娠3ヵ月以内であれば無条件に容認することを規定した¹³²。トルコでは1983年、妊娠10週以内の中絶を容認した¹³³。以上の実例は法解釈上大きな差異が存在することを明らかにしている。これらの国家はそれぞれ、社会的・政治的・歴史的・宗教的伝統に立脚したイスラーム法解釈を実践しているものであり、この点に鑑みてもわれわれは現地の特殊事情によりよく通じる必要があるであろう。そのためにはイスラーム法の性質、機能の仕方をわきまえると共に、それによって作り上げられてきた文化、社会的伝統の特殊性を与えられた主題を中心に包括的に理解することが不可欠であると思われる。

総じて中東イスラーム世界における人口と開発に関する方策の提示には、個別的地域の研究が極めて重要である。人口政策ひとつ取りあげても、人口増加政策をとっている国、人口抑制政策をとっている国、現状維持政策をとっている国、統計調査すら機能不可能なアフガニスタンなど多様である。筆者は家族および経済構造と相互に関連しあっている人口問題を、文化、社会的伝統に基づいた特殊性の観点からも指摘した。対外援助に関する政策立案は、きめ細かな対処が必要であることは言うまでもないが、現地の人々が自ら開発の主体となるような支援を実施するために、多角的視座からの研究の蓄積が肝要であろう。とりわけ当該社会における人口と開発分野の研究者育成は急務であると言える。

以上、研究を実施するにあたり、国際大学大学院、黒田壽郎教授にイスラーム法を中心に御指導を頂き、駒沢女子大学人文学部、黒田美代子教授にエジプト、シリアにおける地域開発と伝統経済等に関して御指導を頂いた。ここに深く御礼を申しあげる次第である。

¹³³ Behar (1995) pp. 40-41

参考文献

- 阿藤誠(1994a)『カイロ会議への道：第3回準備委員会に参加して』『人口問題研究』50-1
(1994b)『国際人口開発会議(カイロ会議)の意義：新行動計画とその有効性』『人口問題研究』50-3
(2000)『現代人口学：少子高齢社会の基礎』日本評論社
- アリー・シャリーアティー((櫻井秀子訳・解説)(1997))『イスラーム再構築の思想：新たな社会へのまなざし』大村書店
- アリエス, フィリップ(林康弘・芳賀勝城訳(1986))『避妊の心性史』『産育と教育の社会史』編集委員会編『学校のない社会 学校のある社会』新評論
- 板垣雄三編(2002)『「対テロ戦争」とイスラム世界』岩波書店
- 井筒俊彦(1991)『イスラーム文化』岩波書店
- イリイチ, イヴァン(桜井直文監訳(2000))『新版 生きる思想：反＝教育／技術／生命』藤原書店
- 遠藤義雄(2002)『アフガン25年戦争』平凡社
- 戒能通厚(1996)『アジアの現代と法』『法律時報』68巻8号、日本評論社
- 加藤義喜・青木一能編(2001)『グローバリゼーションの光と影：21世紀世界の経済・政治・社会』文真堂
- 黒田壽郎編(1983)『イスラーム辞典』東京堂
(1990)『イスラーム世界の社会編成原理』黒田壽郎編『共同体論の地平：地域研究の視座から』三修社
(1998)『イスラームの原構造』『地域文化研究』No.3、地域文化学会
- 黒田美代子(1986a)『イスラーム世界における女性の位置』『女性と文明』聖心女子大学キリスト教文化研究所
(1986b)『イスラームの私的関係法』『中東協力センターニュース』
(1995)『商人たちの共和国：世界最古のスーク、アレppo』藤原書店
(1998)『地域開発の問題点：エジプト経済開発政策のその後』『駒沢女子大学研究紀要』第5号
(1999)『現代シリアの経済開発と政治・経済』『駒沢女子大学研究紀要』第6号
(2000)『イスラーム社会の女性とアンペイド・ワーク：脱ペイメントの経済社会』川崎賢子・中村陽一編『アンペイド・ワークとは何か』藤原書店
(2001)『経済活動と自己組織性：脱市場経済へ向けて』『駒沢女子大学研究紀要』第8号
- 河野稔果(1986)『世界の人口』東京大学出版会
・濱英彦編(1998)『世界の人口問題』大明堂
(2000)『世界の人口(第2版)』東京大学出版会
- 国連広報センター(1994)『1994年は国際家族年』世界人権宣言中央実行委員会編『家族と人権：国際家族年に考える』
- 後藤浩子(1999)『開発の中のリプロダクティブ・ライツ』『現代思想』27-12
- 小林直樹(1993a)『人口問題の法哲学：個人・国家・人類公共性の問題(1)』『法律時報』65巻10号、

- 日本評論社
 (1993b) 『人口問題の法哲学：個人・国家・人類公共性の問題(2)』 『法律時報』65巻11号、日本評論社
- 嵯峨座晴夫(1998) 『人口高齢化と世代間扶養』 河野稠果・濱英彦編 『世界の人口』 大明堂
- 真田芳憲(1985) 『イスラーム法と精神』 中央大学出版部
 (1992) 『イスラーム法と国家とムスリムの責任』 中央大学出版部
 (2000) 『イスラーム法と精神(改訂増補版)』 中央大学出版部
- スピヴァク, G. C. (吉原ゆかり訳(1999)) 『サバルタン・トーク』 『現代思想』27-8
- 総理府男女共同企画室(1996) 『第4回世界女性会議及び関連事業等報告書』
- 日本ムスリム協会訳 『日垂対訳注 聖クルアーン(改訂版)』 日本ムスリム協会
- 速水佑次郎(1995) 『開発経済学：諸国民の貧困と富』 創文社
- 藤田純子(1993) 『ムスリム社会における家族計画 中』 『家族計画国際協力財団』 『世界と人口』230号
 (1994a) 『エジプトにおける人口政策と家族計画』 『家族関係学』第13号、日本家政学会家族関係学部会
 (1994b) 『開催国エジプトとイスラーム』 『家族計画国際協力財団』 『世界と人口』248号
 (1994c) 『イスラームの女性と家族(1)』 『家庭科教育』68巻1号、家政教育社
 (1997) 『イスラーム法における家族計画の位置：エジプトの経験』 『日本中東学会年報』12号
 (2000) 『家族と差異性：多角的視座を求めて』 『地域文化研究』4号、地域文化学会
- Al-Akhar, R. (1994) *Al-Azhar Magazine* 67-4.
- Ayalon, Ami ed. (1991) *Middle East Contemporary Survey: Vol. _____*, 1989. Westview Press.
- Bāqir-s-Sadr, Muhammad *Iqtisādunā*. (黒田壽郎訳(1993) 『イスラーム経済論』 未知谷)
- Barstow, Anne Llewellyn (1994) *Witchcraze: A New History of the European Witch Hunts*. Harper Collins Publishers. (黒川正剛訳(2001) 『魔女狩りという狂気』 創元社)
- Behar, Cem (1995) 『The Fertility Transition in Turkey: Reform, Policies, and Family Structure,』 Obermeyer, C. M. ed. *Family, Gender, and Population in the Middle East: Policies in Context*. The American Univ. in Cairo Press.
- Bonine, Michael E. (1997) 『Population, Poverty, and Politics: Middle East Cities in Crisis,』 Bonine, M. E. ed. *Population, Poverty, and Politics in Middle East Cities*. Univ. Press of Florida.
- Bouhdiba, Abdelwahab (1975) *La Sexualité en Islam*. Presses Univ. de France. (伏見楚代子他訳(1980) 『イスラーム社会の性と風俗』 桃源社)
- Courbage, Youssef (1995) 『Fertility Transition in the Mashriq and Maghrib: Education, Emigration, and the Diffusion of Ideas,』 Obermeyer, C. M. ed. *Family, Gender, and Population in the Middle East: Policies in Context*. The American Univ. in Cairo Press.
- Egypt National Population Council (1989) *Demographic and Health Surveys 1988*.
 (1991) *Family Planning Research, Newsletter*.

- Ehrenreich, Barbara et. al. (1973) *Witches, Midwives, and Nurses: Complaints and Disorders.* (長瀬寿子 訳(1996)『魔女・産婆・看護婦：女性医療家の歴史』法政大学出版局)
- Ehrlich, P. R. et al. (1990) *The Population Explosion.* Simon and Schuster. (水谷美保訳(1994)『人口が爆発する』新曜社)
- Esposito, John L. (1982) *Women in Muslim Family Law.* Syracuse Univ. Press.
- Fahmy, Badrawy M. (1983) *The Population Problem and Family Planning in Egypt.* The Social Research Center of the Egyptian Family Planning Association and the State Information Service.
- Farah, Madelain(1984) *Marriage and Sexuality in Islam: Translation of al-Ghazali's Book on the Etiquette of Marriage from the Ihyā'.* Univ. of Utah Press.
- Flandrin, J. L. (1981) *Le Sexe et L'Occident.* Editions du Seuil(宮原信訳(1992)『性の歴史』藤原書店)
- George, Susan(1977) *How the Other Half Dies: The Real Reasons for World Hunger.* Penguin Books(小南祐一郎・谷口真理子訳(1984)『なぜ世界の半分が飢えるのか：食糧危機の構造』朝日新聞社)
- (1999) *The Lugano Report: On Preserving Capitalism in the Twenty-first Century.* Pluto Press.(毛利良一監訳(2000)『ルガノ秘密報告：グローバル市場経済生き残り戦略』朝日出版社)
- Gerber, Haim(1994) *State, Society, and Law in Islam.* State Univ. of New York(黒田壽郎訳・解説(1996)『イスラームの国家・社会・法：法の歴史人類学』藤原書店)
- Gilbar, Gad G. (1997) *Population Dilemmas in the Middle East.* Frank Cass.
- Giugale, Marcelo M. et al. eds. (1996) *Private Sector Development in Egypt.* The American Univ. in Cairo Press.
- Hoodfar, Home et al. eds. (1996) *Development, Change and Gender in Cairo.* Indiana Univ. Press.
- Hopwood, Derek (1985) *Egypt: Politics and Society 1945-1984.* Unwin Hyman.
- Harik, Iliya (1997) *Economic Policy Reform in Egypt.* Univ. Press of Florida.
- Ibn Zayn al-Dīn, Muḥammad Ma'ālim. (村田幸子訳(1985)『イスラーム法理論序説』岩波書店)
- Illich, Ivan (1981) *Shadow Work.* Marion Boyars Publishers(玉野井芳郎・栗原彬訳(1982)『シャドウ・ワーク』岩波書店)
- Kerr, Malcolm H. et al. eds. (1982) *Rich and Poor States in the Middle East: Egypt and the New Arab Order.* Westview Press.
- Khallāf, ' Abd al-Wahhāb(1978) *'Ilm Uṣūl al-Fiqh.* (中村廣治郎訳(1984)『イスラームの法：法源と理論』東京大学出版会)
- Lane, S. D.(1997)『Gender and Health:Abortion in Egypt,』Bonine, M. E. ed. *Population, Poverty, and Politics in Middle East Cities.* Univ. Press of Florida.
- Masud, Muhammad Khalid et al. eds(1996) *Islamic Legal Interpretation: Muftis and their Fatwas.* Harvard Univ. Press.
- Ministry of Labor and Social Affairs (1996) *Labor Force Survey of 1995 in the Syrian Arab Republic: Primary Report of the Labor Force market Survey: Part 3.* Damascus.
- Ministry of Waqfs et al. (1994) *Islam's Attitude Towards Family Planning.* State Information, Education and Communication Center.

- Moreland, J. P. et al.(1990) *The Life and Death Debate: Moral Issues of Our Time*. Green Wood Press.
- Musallam, B. F.(1983a) *Sex and Society in Islam: Birth Control before the Nineteenth Century*. Cambridge Univ. Press.
- (1983b) *Arabs*. Collins/Harvill.
- Omran, Abdel Rahim(1992) *Family Planning in the Legacy of Islam*. Routledge.
- Population Reference Bureau(1994) *World Population Data Sheet 1994*.
- Posusney, Marsha Pripstein(1997) *Labor and the State in Egypt*. Columbia Univ. Press.
- Richards, Alan et al.(1996) *A Political Economy of the Middle East*. Westview Press .
- Rodenbeck, Max(1991) " Quiet Unease " *Middle East International*. 8 Feb.
- Sen, Amartya(1992) *Poverty and Famines: An Essay on Entitlement and Deprivation*. Oxford Univ. Press.
- Sen, Kasturi(1994) *Ageing: Debates on Demographic Transition and Social Policy*. Zed Books.
- Singerman, Diane(1997) *Avenues of Participation*. The American Univ. in Cairo Press.
- Tieze, Christopher(1983) *Induced Abortion: A World Review*. The Population Council.
- Turner, R. Howard(1997) *Science in Medieval Islam*. The Univ. of Texas Press.(久保儀明訳(2001) 『図説 科学で読むイスラム文化』青土社)
- UNDP(1999) *Human Development Report 1999*. Oxford Univ. Press.
- UNFPA (1997) " Overview of Major Population and Development Issues in Arab States " (<http://www.unfpa.org/regions/dase/overviewarab.htm>)
- United Nations (1987) *World Population Policies*. Vol. .
- (1989) *World Population Policies*. Vol. .
- (1990) *World Population Policies*. Vol. .
- (1995) *Population and Development: Programme of Action adopted at the International Conference on Population and Development*. Cairo, 5-13 September 1994. (外務省監訳(1996) 『国際人口・開発会議「行動計画」』世界の動き社)
- (1998) *National Population Policies*.
- (2000) *World Population Monitoring, 1999*.
- (2001) *World Population Prospects, 2000 Revision*. Vol. Comprehensive Tables.
- World Bank(1994) *World Development Report 1993: Investing in Health*.
- Yamani, Ahmad Zaki(1967) *Islamic Law and Contemporary Issues*. The Saudi Publishing House(真田芳憲訳(1983) 『イスラーム法と現代の諸問題』中央大学出版部)
- Youssef, Nadia H. (1978) " Status and Fertility Patterns, " Beck, L. et al. eds. *Women in the Muslim World*. Harvard Univ. Press.